

要配慮者の受入れ調整

令和8年3月
大分県

検討を進める上での前提事項

1 検討の目的

要配慮者の受入れに係る必要な手順や方法、準備事項や役割分担の整理等について、九州・山口各県、沖縄県、内閣官房を始めとした関係省庁等が連携の上、九州・山口各県において検討を進めていき、検討の成果を作成しつつ、検討の過程において抽出された論点や課題を共有し、対応策について検討を行うとともに、本検討を通じて、避難住民を受け入れるに当たっての実効性を高める。

2 検討における前提事項

九州・山口各県は、平時と同様の経済活動が維持されており、医療・福祉の提供体制についても平時と同様の体制が維持されていると想定する。自然災害では、発災直後に建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し救出救助活動が開始され、救出された傷病者に対して医療の提供を行うが、国民保護における本検討の想定は、武力攻撃予測事態下において住民が避難を行うものであり、武力攻撃災害による傷病者は発生しない。

沖縄県先島5市町村から九州・山口各県への避難に要する期間は6日程度とする。

3 検討対象期間

本検討の対象期間は避難当初の約1か月間とする。

4 沖縄県先島5市町村と九州・山口各県の組み合わせ

避難元市町村と避難先(受入)県の設定案(「宮古島市⇒福岡県・熊本県・宮崎県・鹿児島県」、「多良間村⇒熊本県」、「石垣市⇒山口県・福岡県・大分県」、「竹富町⇒長崎県」、「与那国町⇒佐賀県」)は考慮しないものとする。

5 避難側での検討を踏まえた整理

要配慮者に関する検討は避難側が先行していることから、避難側における検討内容を受入側に反映しつつ、避難側との連携を考慮の上、医療従事者や福祉・介護関係者等と協議を行いつつ、検討を進めていく。

モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

避難住民の受入れに係る初期的な計画(令和6年度における検討)で設定した市町村をベースに、要配慮者の受入れ調整に関する検討(モデル検討)の対象とする受入れ地域を次のとおり選定する。

【 モデル検討対象地域(市町村) 】

大分県大分市

No.1

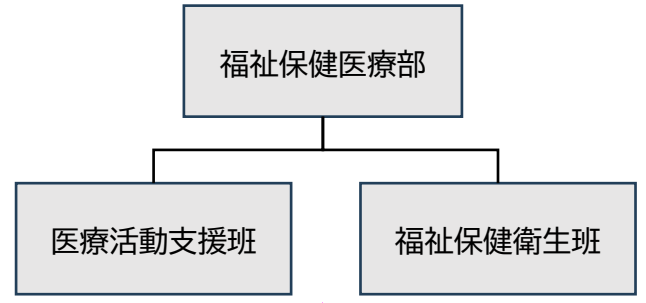
要配慮者の受入れ調整に関する体制と調整フローの整理

No.1-1 大分県の実配慮者の受入れ調整に関する体制について

(1)大分県国民保護対策本部内の保健医療福祉活動に係る体制(県庁内関係部局の役割)

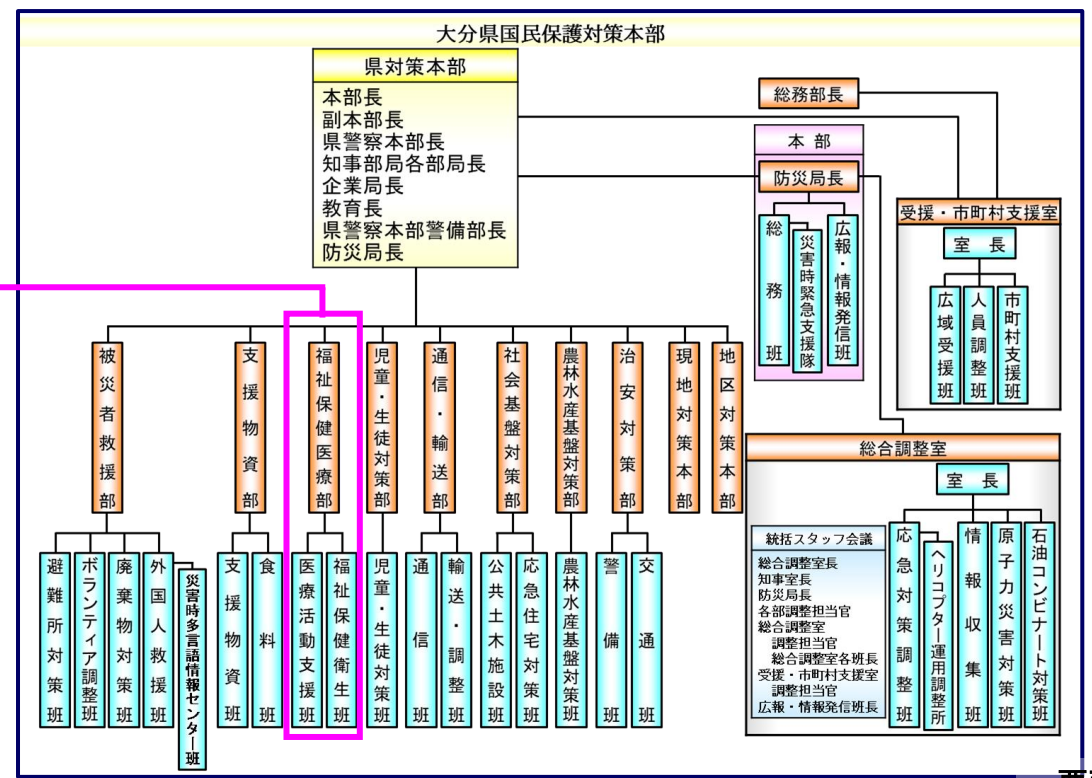
大分県国民保護対策本部の下に、医療・保健・福祉支援の司令塔である保健医療福祉調整活動に係る体制を下図のとおり構築し、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療福祉活動チームの派遣調整等を一元的に実施する。

■ 大分県庁内の体制図



■ 大分県庁各担当部局の役割

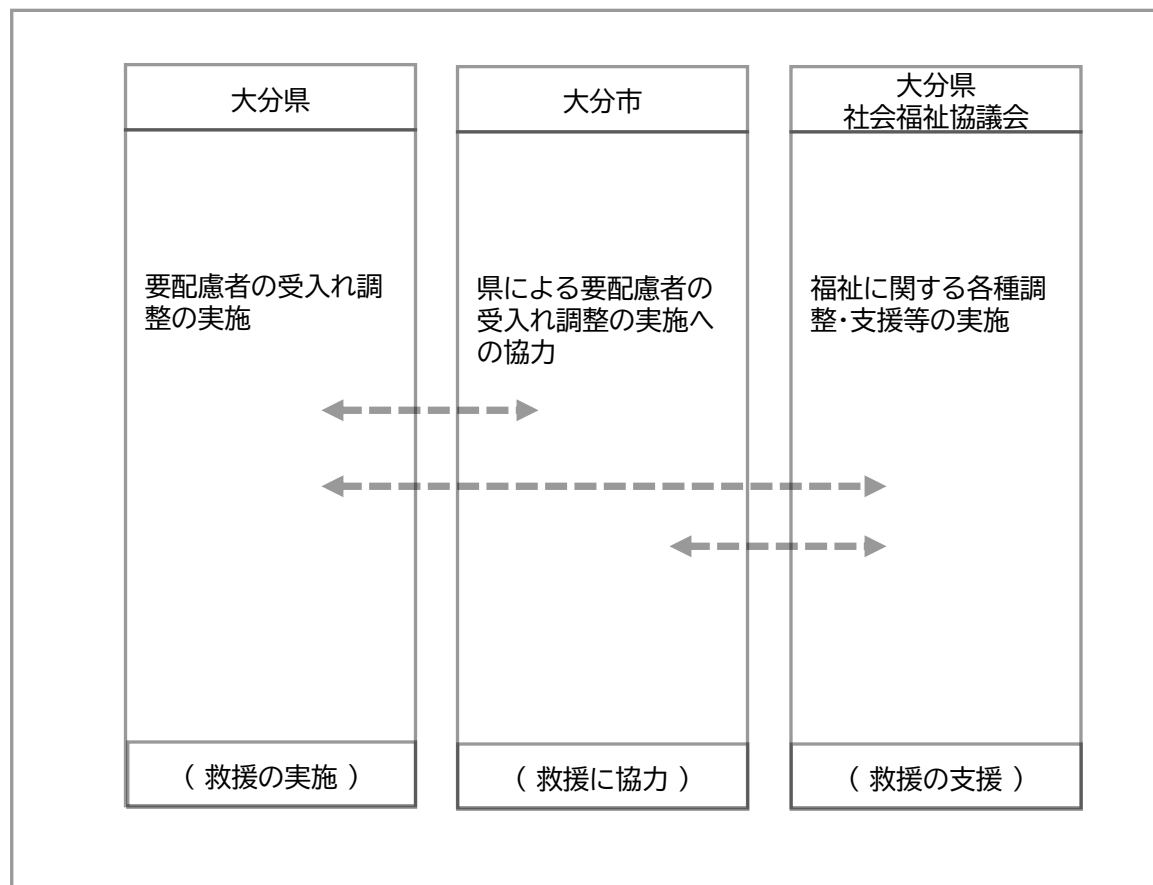
班名	担当課室	役割
医療活動支援班	医療政策課等	救護班等の派遣調整、生きがい搬送及び広域医療搬送の調整等
福祉保健衛生班	福祉保健企画課 健康政策・感染症対策課 等	保健衛生活動の実施、要配慮者への支援等



(2)大分県、大分市、指定(地方)公共機関、関係機関の役割・連携

大分県、大分市、関係機関における役割を整理の上、要配慮者の受入れ調整に係る一元的な連携体制を構築する。

■ 大分県、大分市、関係機関の連携体制



■ 大分市の役割

- 市所管の社会福祉施設との受入れ調整

■ 大分県社会福祉協議会の役割

- 福祉的支援の提供に関する各種調整
- 福祉的支援の協力・実施

(3) 受入れ施設への実配慮者の受入れ調整に係る指揮系統と調整フロー

実配慮者の受入れ調整に際して、それぞれのセクションにおける指示や報告の流れを明確にし、意思決定の迅速化と一貫性を確保するため、次のとおり指揮系統を整えた上で、受入れの調整フローを整理した。

【調整フロー】

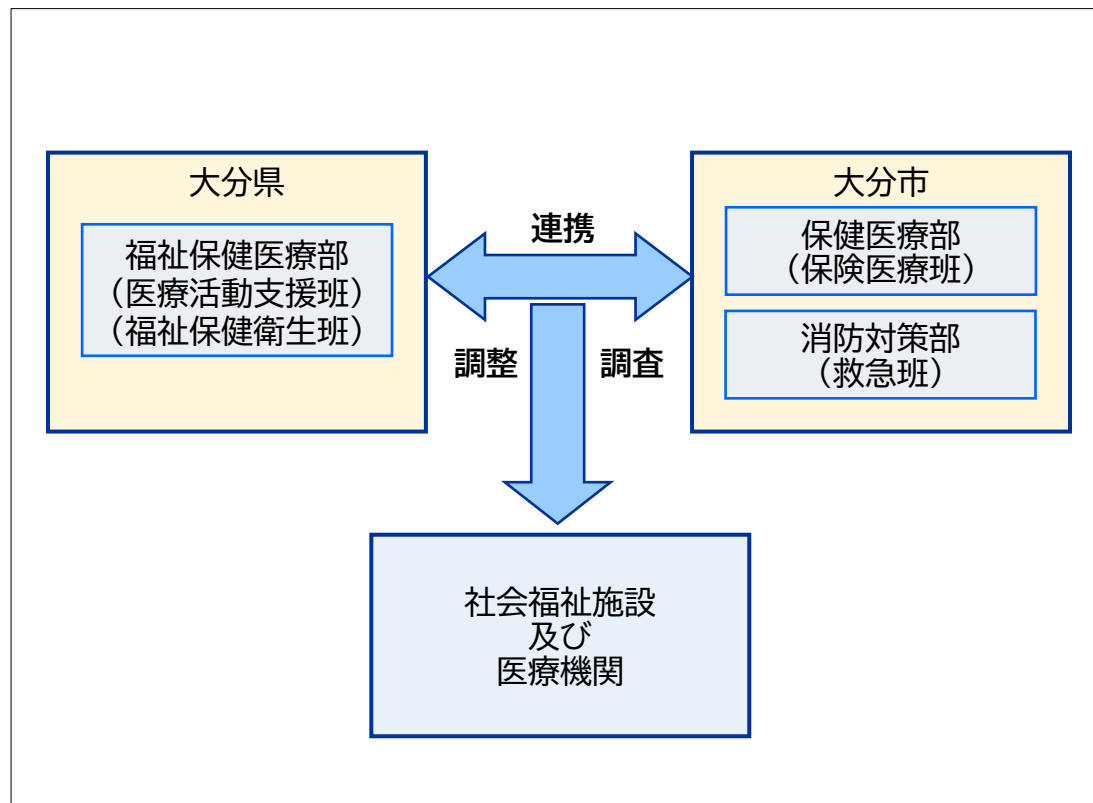
■ 社会福祉施設等の場合

- 1 入所調整を行うために必要となる実配慮者の情報を避難元から大分県が入手。
- 2 大分市内の社会福祉施設等の空き状況を大分県と大分市で連携して調査。
- 3 空きがある社会福祉施設等と実配慮者の受入れに係る事前調整を大分県と大分市で連携して実施。
- 4 受入れ可能な社会福祉施設等への実配慮者の振分けを大分県が実施。
- 5 受入れ可能な社会福祉施設等と実配慮者の受入れに係る調整を大分県と大分市で連携して実施。

■ 医療機関の場合

- 1 入院調整を行うために必要となる実配慮者の情報を避難元から大分県が入手。
- 2 大分市内の医療機関の空き状況を大分県と大分市で連携して調査。
- 3 空きがある医療機関と実配慮者の受入れに係る事前調整を大分県と大分市で連携して実施。
- 4 受入れ可能な医療機関への実配慮者の振分けを大分県が実施。
- 5 受入れ可能な医療機関と実配慮者の受入れに係る調整を大分県と大分市で連携して実施。

■ 実配慮者の受入れ調整に係る指揮系統



(1)搬送手段や受入施設の決定のために最低限必要となる情報の整理

要配慮者の区分を基に、要配慮者の搬送手段や受入施設を決定する際に最低限必要となる情報について、基礎的な情報、医療や介護に関する情報を次のとおり整理した。

区分		基礎的な情報	医療や介護に関する情報
在宅要配慮者	高齢者・要介護者	氏名 年齢 性別 生年月日 住所 緊急連絡先 支援者(家族等)の有無	医療に関する情報 主な疾患名 症状・状態 感染症の有無 アレルギー(薬剤・食物) 投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 使用中の医療機器(酸素、人工呼吸器、透析、インスリンポンプなど) 妊娠週数 医療的ケア 介護や生活支援に関する情報 ADL(日常生活動作)のレベル(全介助、見守り程度等) 使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況 排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ) 入浴・移動の介助の要否 要介護区分、要支援区分 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 精神・行動面の情報 認知症の有無(状態・対応方法等) 精神疾患・発作の既往(てんかん、不安発作等) 行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等) 医療機関や支援者の情報 かかりつけ医・主治医名と連絡先 既往歴(医療機関名、診療科) ケアマネジャーや家族、福祉関係者の連絡先
	身体障害者		
	知的障害者		
	精神障害者		
	外来人工透析		
	在宅酸素患者		
	在宅人工呼吸器患者		
	妊産婦		
社会福祉施設等	高齢者施設入所者		
	障害者施設入所者		
医療機関	入院患者		

(1)搬送手段・受入施設に関する調整フロー

沖縄県・先島5市町村から連携された要配慮者に関する情報、受入市町村に所在する受入施設及び要配慮者を搬送するにあたり使用可能なアセットを考慮した上で、要配慮者の分類等に応じた搬送手段と受入施設の決定までの調整フローについて、次のとおり整理した。

■ 要配慮者の受入れに係る搬送手段・受入施設に関する調整フロー

※先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテル旅館もしくは社会福祉施設等、社会福祉施設等に入所の方は同種の社会福祉施設等、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送すると想定した上で調整フローの検討を実施した。

- ・ 受入施設の機能を考慮の上、受入れの可否を確認。
- ・ 利用可能な車両等のアセットの確認。
- ・ 避難元から連携された要配慮者に関する情報を基に対象者の状態を把握。
- ・ ADL、介護認定、障害等級、疾病情報等の評価を実施。
- ・ 呼吸管理、経管栄養、吸引等の医療的ケアの継続有無の確認。
- ・ 医療従事者や介助者、家族等の付添い同行者の確認。
- ・ 個々の要配慮者の状態等を総合的に勘案して、ホテル旅館or社会福祉施設等or医療機関の選定を実施
- ・ 搬送先の受入施設までの搬送距離、搬送経路の確認。
- ・ 受入空港、受入港でのメディカルチェックを踏まえ、適切な受入施設・搬送手段の決定。

No.2

要配慮者の受入施設の把握方法・
搬送手段の把握方法、洗い出し

(1)大分県内に所在する社会福祉施設等の把握

沖縄県国民保護訓練において整理を行った、要配慮者の各区分における「行政の支援を要する者」のうち、社会福祉施設等に入所の方については、以下の種別の施設に入所されていることから、同種施設の空き状況の把握方法について、検討を行った。

【先島5市町村からの要配慮者が入所していた社会福祉施設等の種別】

【高齢者施設】

- ・養護老人ホーム
- ・老人短期入所施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・認知症対応型共同生活介護事業所(GH)
- ・軽費老人ホーム
- ・介護老人保健施設

【障害者施設】

- ・障害者支援施設(施設入所支援)
- ・障害者支援施設(短期入所)
- ・グループホーム(共同生活援助)

■ 社会福祉施設等の空き状況の把握方法について

- ・庁内担当課及び市担当課が保有する医療機関や社会福祉施設等のリストや情報を確認のうえ、各施設へ空き状況について、照会する。
(照会については、Webによるアンケート調査を想定)

(1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法 【陸上アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるのか、自治体や関係機関等が保有する陸上搬送の候補になり得る大分県内のアセットについて、次のとおり把握方法に関する検討を行った。

■ 陸上搬送に使用することが想定されるアセットの把握方法について

○消防機関等が保有する救急車等のアセット

・県消防保安室から情報収集を行う。

○民間事業者が保有する福祉車両等のアセット

・県担当課及び市担当課が保有する医療機関及び社会福祉施設のリストや情報をもとに、各施設へアセットについての照会を行う。

（照会については、Webによるアンケート調査を想定）

(1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法 【陸上アセット】

県が事業者や団体と締結している災害時の連携協定を基に、福祉車両に関する情報について、以下のとおり整理を行った。

■ 事業者や団体との連携協定を基にした福祉車両の台数について

【県の締結協定】

・緊急・救援輸送に関する協定(一般社団法人大分県バス協会、一般社団法人大分県タクシー協会)

【締結協定から整理した車両確保に繋がり得る福祉車両の台数】

●タクシー会社

- ・福祉車両（車いす対応） 25台
- ・福祉車両（ストレッチャー対応） 16台

●バス会社

- ・福祉車両（車いす対応） 51台

No.2-2 要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて

(2)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセット情報の整理 【航空アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるのか、自治体や関係機関等が保有する航空搬送の候補になり得る大分県内のアセットを次のとおり取りまとめた。

区分	ドクターヘリ	警察ヘリ	防災ヘリ	
運用主体/保有法人	大分大学医学部高度救命救急センター	大分県警察	大分県	
機種名	大分県ドクターヘリ	ぶんご	とよかぜ	
出動要請窓口	大分大学医学部高度救命救急センター	大分県警察航空隊	大分県防災航空隊	
保有台数	1機	1機	1機	
航続距離	550km	450km (ヘリ搭載時) 550km (ヘリなし) ※どちらも2名搭乗までの航続距離	700km	
巡航速度	200km/h	220km/h	246km	
夜間・悪天候時の飛行	不可	可 (発雷及び凍結気象状態等の特異な気象状況並びに30分をこえる3,000m以上の高高度飛行は不可)	不可	
運用可能な時間帯	午前8時半～日没	24時間	日の出～日没	
定員	6名	8名 (うち操縦士2名、隊員1名)	10名 (うち機長2名、隊員2名)	
搭乗可能人員	重担送	2名	0名	1名
	担送	2名	0名	1名
	護送	2名	2名 (車椅子不可)	2名
	独歩	2名	2名	6名
医療従事者の同乗可否	可	可	可	
ストレッチャーや医療機器の搭載可否	可	不可	可	
医療用電源の有無	有	無	有	
重症患者の搬送可否	可	不可	可	

No.3

受入空港・受入港からの要配慮者の搬送と受入施設

(1)要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2)搬送時の付添い人員等の整理

沖縄県・先島5市町村から避難を行う要配慮者について、受入空港・受入港に到着後、大分県の受入施設に搬送を行うに当たり、沖縄県国民保護訓練において検討されている要配慮者の分類と島外搬送手段等を基に、大分県において、要配慮者の代表的な事例ごとの受入施設、搬送手段や搬送経路、搬送時の付添い等について次頁以降のスライドのとおり、パターン別のモデル検討を行った。

沖縄県国民保護訓練における検討との連携

沖縄県国民保護訓練において検討されている、要配慮者の分類や代表的な事例の設定について、その検討内容を大分県において基礎的なものとして取扱うことで、検討上共通的な要素を活用することにより、沖縄県との連携を図る。

受入空港・受入港の設定

沖縄県国民保護訓練における検討内容を踏まえ、受入空港は福岡空港、鹿児島空港とし、また受入港は鹿児島港として設定する。

要配慮者の分類ごとの搬送先等

先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテル旅館もしくは社会福祉施設等、社会福祉施設等に入所の方は同種の社会福祉施設等、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送する想定とする。また、受入施設がホテル旅館となる方は、避難先連絡所を経由するものとして整理を進める。

■受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について

九州・山口各県の特定の地域に集中させるのではなく、分散して要配慮者を受入れる観点から、次のとおり設定した、受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について検討を行う。

福岡空港・鹿児島港 → 大分県大分市

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- 在宅酸素療法を受けているが、宿泊施設や在宅酸素療法をサポートする業者との調整を行い、ホテルで受入れる。

■ 【想定する経路】

- 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- 貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
<ul style="list-style-type: none"> 原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む)) 	—	—	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1A**

【独歩1A】⇒50代男性、在宅酸素(酸素ボンベ携行)

世帯状況：単独世帯。

ADL：自立。長距離の階段や坂道の昇降困難。カニューレによる酸素投与。

要介護認定：なし

障害等級：身体障害(呼吸器機能障害)3級

疾病情報：COPD(慢性閉塞性肺疾患)、キャリーによる酸素ボンベ携行(酸素流量2L/分)。

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテルで受け入れるが、妊娠されていることから付近に産科を標榜する医療機関があるよう、配慮する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む)) 	—	—	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1B**

【独歩1B】⇒20代女性、妊婦(32週目・出産予定日2か月前)

世帯状況：配偶者(20代、健常)、息子(3歳、健常)と同居。 障害等級：なし
ADL：自立。激しい動作困難。 疾病情報：なし
要介護認定：なし

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテルで受け入れるが、透析により通院する必要があることから、付近に血液透析の治療を行うことができる医療機関があるよう、配慮する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む)) 	—	—	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1C**

【独歩1C】⇒40代女性、血液透析

世帯状況：両親(双方60代、健常)と同居。

障害等級：身体障害2級(腎機能障害)

ADL：自立。

疾病情報：慢性腎臓病

要介護認定：なし

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテルで受け入れるが、妊娠されていることから付近に産科を標榜する医療機関があるよう、配慮する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 救急車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む)) 	—	—	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2A**

【独歩2A】⇒30代女性、妊婦 (37週目・出産予定日3週間前)
 世帯状況：配偶者(30代、健常)と同居。 障害等級：なし
 ADL：基本的に自立。激しい動作困難。 疾病情報：なし
 要介護認定：なし

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む)) 	—	—	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2B**

【独歩2B】⇒30代女性、統合失調症

世帯状況：両親(双方とも60代、健常)と同居。
ADL：自立。家族の付添があれば外出可能。
護認定：なし

障害等級：精神障害3級
疾病情報：統合失調症にて外来通院中。症状は安定している。

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む)) 	—	—	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2C**

【独歩2C】⇒80代女性、要介護1、認知症、4点杖使用

世帯状況：息子(50代、健常)と同居。 障害等級：なし
ADL：概ね自立。長距離の階段・坂道の昇降困難。 疾病情報：認知症(軽度)
要介護認定：要介護1(障害高齢者の日常生活自立度：A1、認知症高齢者の日常生活自立度：I)

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 社会福祉施設

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 社会福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
・ 福祉・介護従事者	—	—	—	○	○	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1A**

【護送1A】⇒30代女性、両下肢切断、車いす(電動・個人用)

世帯状況：独居。 障害等級：身体障害(肢体)1級
ADL：歩行以外は基本的に自立。 疾病情報：交通外傷による両下肢切断
要介護認定：なし

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 介護老人保健施設

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 介護老人保健施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
・ 家族等または福祉・介護従事者	—	—	—	○	○	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1B**

【護送1B】⇒70代女性、要介護2、歩行器(レンタル)

世帯状況：介護老人保健施設入所中。配偶者(80代、要介護1、基本的には自立)が自宅在住。

ADL：立ち上がり・歩行については一部介助必要。歩行器を使用して移動。

要介護認定：要介護2 (障害高齢者の日常生活自立度：A2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)

障害等級：なし

疾病情報：大腿骨頸部骨折術後(3ヶ月前)

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 社会福祉施設

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 社会福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
・ 家族等または福祉・介護従事者	—	—	—	○	○	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1C**

【護送1C】⇒80代男性、要介護3、認知症、車いす(自走式・個人用)

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子(50代、健常)が自宅在住。

障害等級：精神障害3級(認知症)

ADL：立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。

疾病情報：認知症

要介護認定：要介護3(障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅲa)

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 社会福祉施設

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 社会福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
・ 医師、看護師または医師が認めた者	○	○	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2A**

【護送2A】⇒80代女性、要介護4、車いす(自走式・レンタル)、酸素療法

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。配偶者(80代、健常)及び娘(40代、健常)が自宅在住。障害等級：身体障害(呼吸器機能障害)3級

ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要、カニューレによる酸素投与 疾病情報：慢性心不全(在宅酸素、服薬管理)、車いすに酸素ボンベ搭載し携行(酸素流量3L/分)

要介護認定：要介護4(障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 救急車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
・ 医師、看護師または医師が認めた者	○	○	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2B**

【護送2B】⇒80代女性、認知症

世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（50代、健常）と同居。

ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要。

要介護認定：要介護4（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：M）

障害等級：精神障害1級

疾病情報：認知症（重度）

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 救急車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
・ 医師、看護師または医師が認めた者	○	○	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2C**

【護送2C】⇒70代男性、誤嚥性肺炎、入院中、点滴治療、車椅子

世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（30代、健常）と同居。

ADL：もともと自立。現在は入院後の廃用により立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。座位保持可能。

疾病情報：入院5日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗生剤投与中。絶食中。酸素1L/分投与中。

障害等級：なし

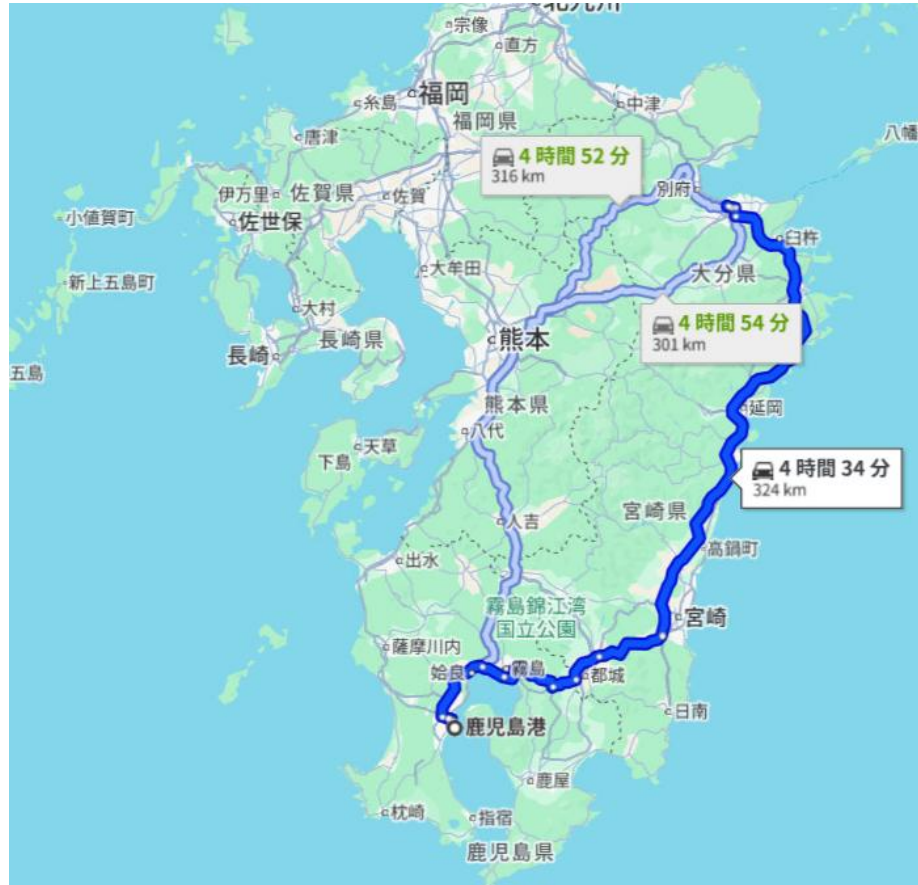
要介護認定：なし

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 社会福祉施設

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 社会福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
・ 家族等または福祉・介護従事者	—	—	—	○	○	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例（訓練・検討上の想定） **担送1A**

【担送1A】⇒70代女性、要介護4、血液透析、脳梗塞の既往（後遺症：右半身麻痺）

世帯状況：配偶者（70代、健常）と同居。 障害等級：身体障害2級（腎機能障害）

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 要介護認定：要介護認定4（障害高齢者の生活自立度：C1、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）

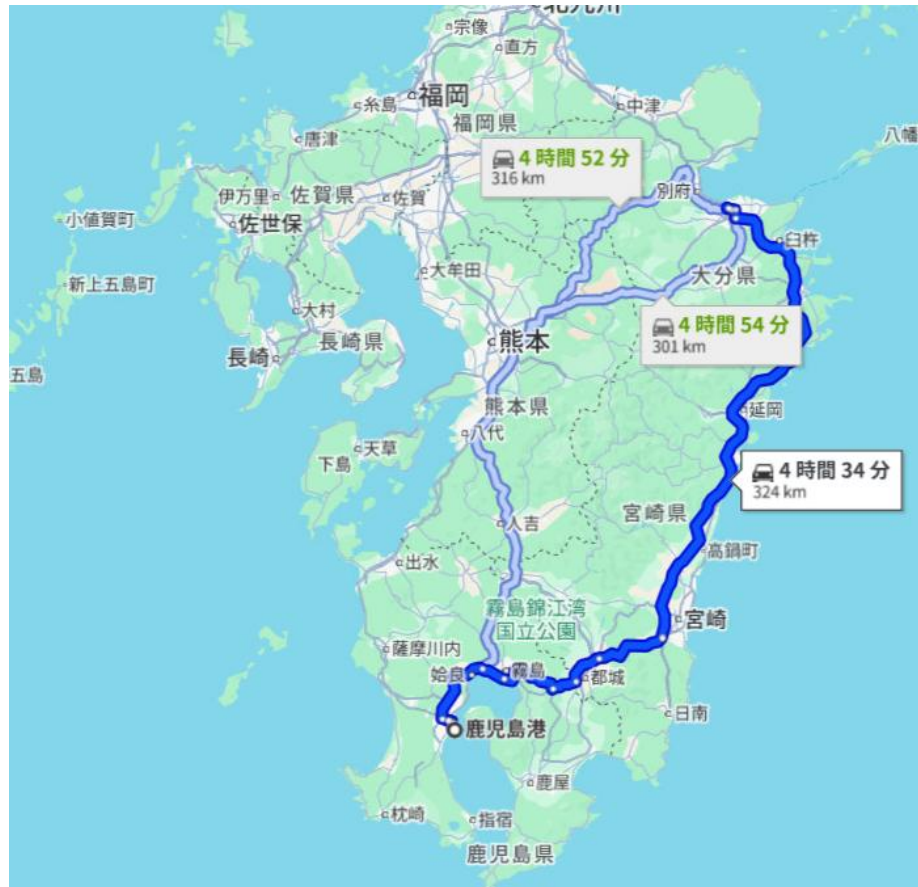
疾病情報：慢性腎臓病（血液透析、送迎が必要）

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 社会福祉施設

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 社会福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
・ 家族等または福祉・介護従事者	—	—	—	○	○	○

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1B**

【担送1B】⇒90代男性、要介護5、寝たきり、認知症

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子（70代、健常）が自宅在住。 障害等級：精神障害2級（認知症）

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、褥瘡の処置が必要。 疾病情報：認知症

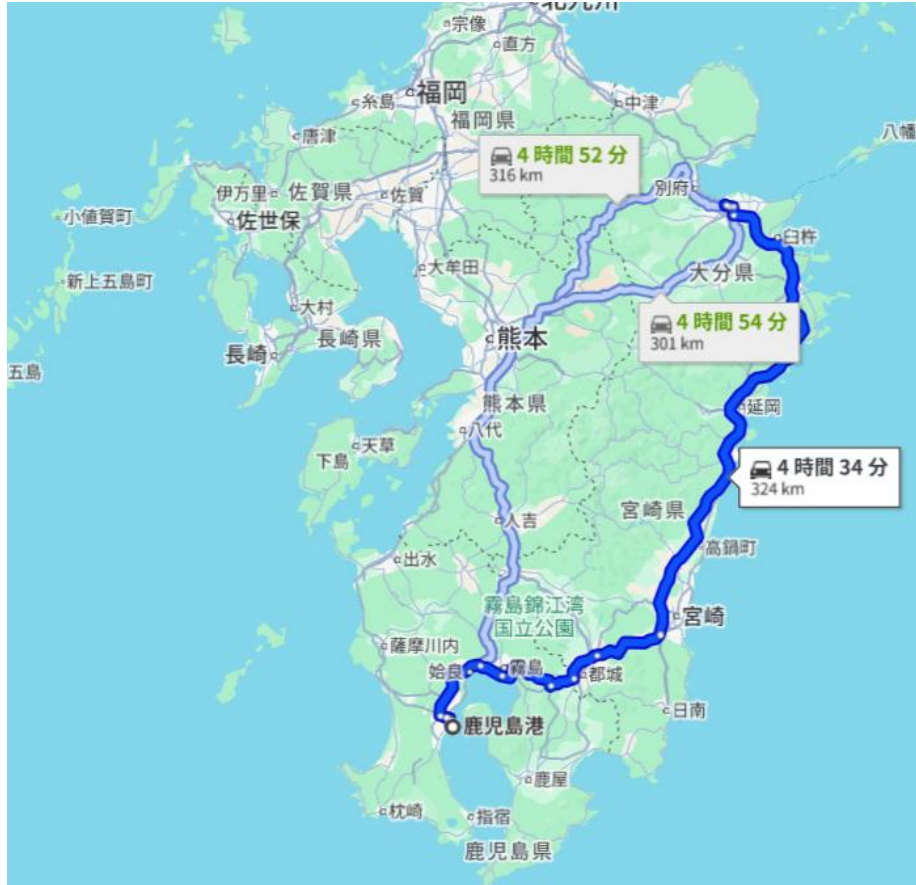
要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 社会福祉施設

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 社会福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
・ 家族等または福祉・介護従事者	—	—	—	○	○	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1C**

【担送 1 C】⇒80代女性、要介護5、寝たきり、認知症

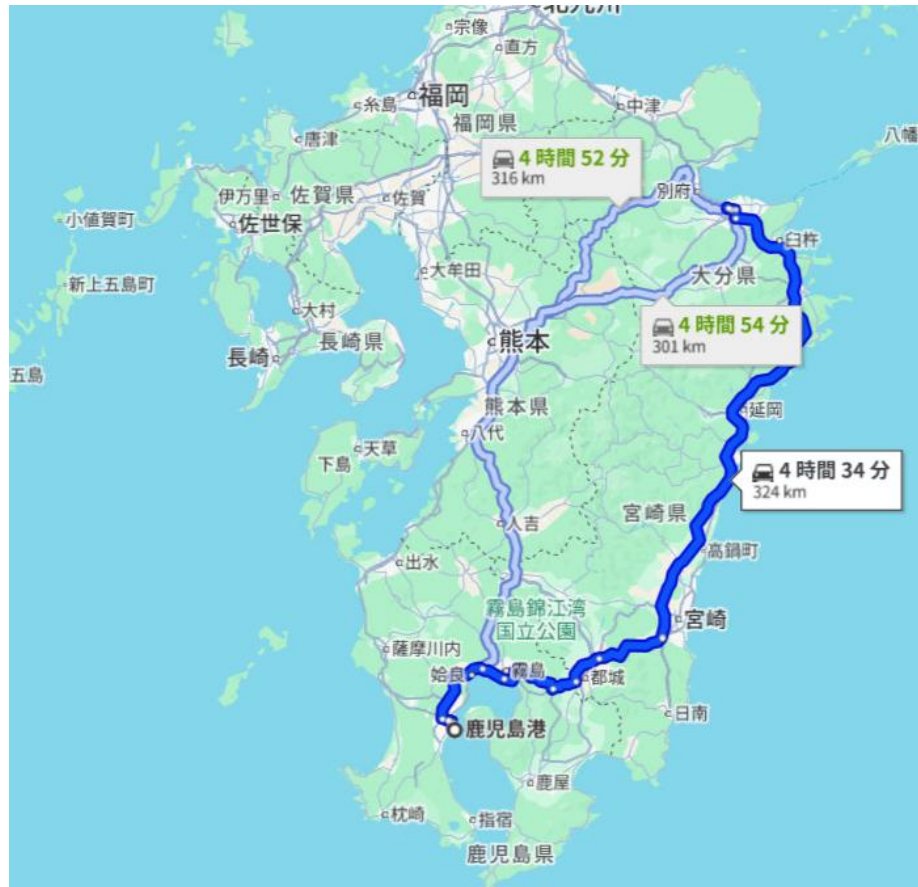
世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。家族なし。 障害等級：精神障害2級（認知症）
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。 疾病情報：認知症
 要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度 C 2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 社会福祉施設

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 社会福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 救急車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
・ 医師、看護師または医師が認めた者	○	○	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例（訓練・検討上の想定） **担送2A**

【担送2A】⇒10代男性、脳性麻痺、在宅人工呼吸器（気管切開）、リクライニング車いす（自走式・個人用）

世帯状況：両親（双方40代、健常）と同居。

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助必要。リクライニング車いすでの移動可能だが、長時間の座位保持不可。言語による意思疎通不可。胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。

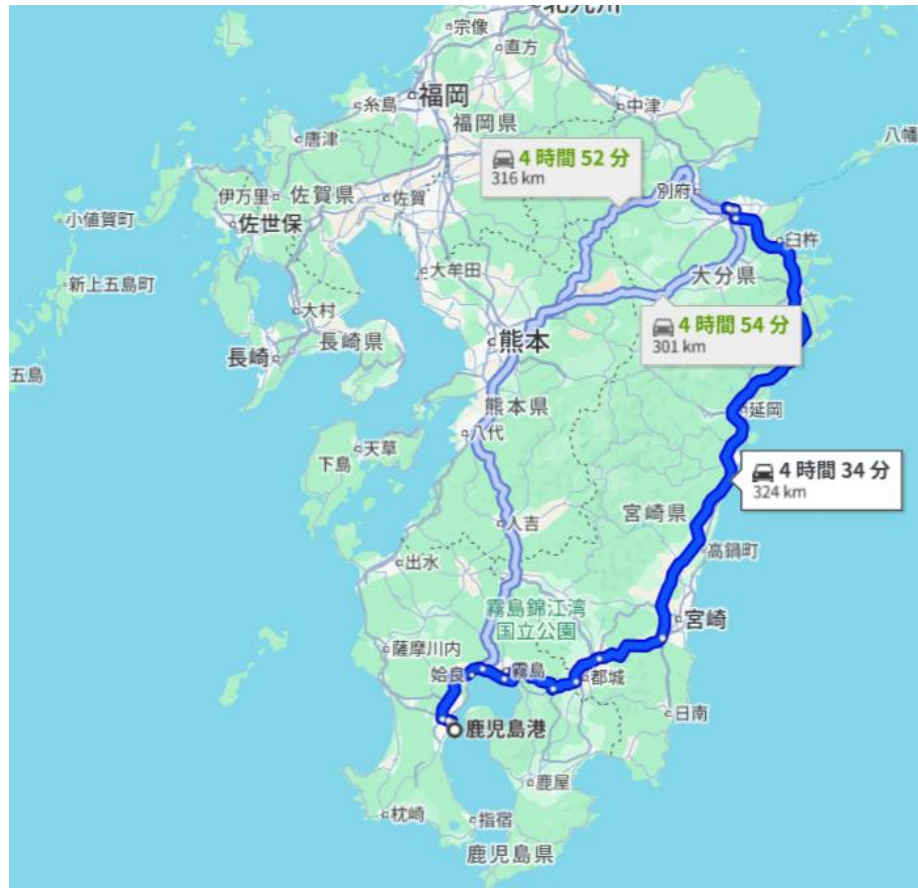
障害等級：身体障害（肢体不自由）1級、療育手帳A 疾病情報：脳性麻痺。在宅にて人工呼吸器管理中（気管切開）。 要介護認定：なし

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～大分市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 救急車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
・ 医師、看護師または医師が認めた者	○	○	—	—	—	—

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。

代表事例（訓練・検討上の想定） **担送2B**

【担送2B】⇒80代男性、誤嚥性肺炎、ストレッチャー搬送

世帯状況：医療機関入院中。入院前は特別養護老人ホーム入所。家族なし。 障害等級：なし
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 疾病情報：入院3日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。鼻カニューレより酸素投与中（2L/分）。絶食中。
 要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

代表的な事例ごとの受入施設への搬送手段や経路等について、それぞれの事例で検討した内容を下表のとおりまとめた。

■ 各代表的な事例の総括表

No.	区分	代表的な事例	要配慮者の属性			島外避難手段	受入		搬送手段				搬送経路				付添い人員	受入施設			
			在宅	社会福祉施設	医療機関		空港	港	陸上	アセット	航空	アセット	搬送経路					ホテル旅館	社会福祉施設	医療機関	
1	独歩1	独歩1A	○	—	—	一般航空機	○	—	○	貸切バス	—	—	福岡空港	→	避難先連絡所	→	ホテル	原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む))	○	—	—
2		独歩1B	○	—	—		○	—	○	貸切バス	—	—	福岡空港	→	避難先連絡所	→	ホテル	原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む))	○	—	—
3		独歩1C	○	—	—		○	—	○	貸切バス	—	—	福岡空港	→	避難先連絡所	→	ホテル	原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む))	○	—	—
4	独歩2	独歩2A	○	—	—	一般航空機	○	—	○	救急車	—	—	福岡空港	→	ホテル		原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む))	○	—	—	
5		独歩2B	○	—	—		○	—	○	貸切バス	—	—	福岡空港	→	避難先連絡所	→	ホテル	原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む))	○	—	—
6		独歩2C	○	—	—		○	—	○	貸切バス	—	—	福岡空港	→	避難先連絡所	→	ホテル	原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する添乗員または一般避難者(家族含む))	○	—	—
7	護送1	護送1A	○	—	—	一般航空機	○	—	○	福祉車両	—	—	福岡空港	→	社会福祉施設		福祉・介護従事者	—	○	—	
8		護送1B	—	○	—		○	—	○	福祉車両	—	—	福岡空港	→	介護老人保健施設		家族等または福祉・介護従事者	—	○	—	
9		護送1C	—	○	—		○	—	○	福祉車両	—	—	福岡空港	→	社会福祉施設		家族等または福祉・介護従事者	—	○	—	
10	護送2	護送2A	—	○	—	一般航空機	○	—	○	福祉車両	—	—	福岡空港	→	社会福祉施設		医師、看護師または医師が認めた者	—	○	—	
11		護送2B	—	—	○		○	—	○	救急車両	—	—	福岡空港	→	医療機関		医師、看護師または医師が認めた者	—	—	○	
12		護送2C	—	—	○		○	—	○	救急車両	—	—	福岡空港	→	医療機関		医師、看護師または医師が認めた者	—	—	○	
13	担送1	担送1A	○	—	—	船舶	—	○	○	福祉車両	—	—	鹿児島港	→	社会福祉施設		家族等または福祉・介護従事者	—	○	—	
14		担送1B	—	○	—		—	○	○	福祉車両	—	—	鹿児島港	→	社会福祉施設		家族等または福祉・介護従事者	—	○	—	
15		担送1C	—	○	—		—	○	○	福祉車両	—	—	鹿児島港	→	社会福祉施設		家族等または福祉・介護従事者	—	○	—	
16	担送2	担送2A	—	—	○	船舶orヘリ	—	○	○	救急車両	—	—	鹿児島港	→	社会福祉施設		医師、看護師または医師が認めた者	—	○	—	
17		担送2B	—	—	○		—	○	○	救急車両	—	—	鹿児島港	→	医療機関		医師、看護師または医師が認めた者	—	—	○	

(3) 避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

避難先連絡所

初期的な計画(令和6年度検討)において、健常者を想定した避難先連絡所の運営や機能等について検討を行ったところ、要配慮者が避難先連絡所を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、避難先連絡所を経由する要配慮者は、要配慮者の属性として在宅の方の中でも、受入施設が社会福祉施設等ではなくホテル旅館となる方を想定している。

■個別ニーズの把握

○避難住民が避難先連絡所に到着した際に行う受付時に、車いすでの移動や介助等の個別の支援ニーズの把握を行う。

■避難先連絡所内での配慮

- 案内するスペースについて
 - ・要配慮者が移動がしやすいよう、動線に配慮する。(スロープや手すり等が利用できる、車椅子が通れる経路)
 - ・可能な限り温度管理がなされている部屋やバリアフリートイレが近い場所とする。
- 視覚障がい者向けの音声案内や聴覚障がい者向けの筆談や字幕案内を用意する。

■介助等の支援

○避難先連絡所内の移動をサポートする、誘導員や介助員を配置する。

(3)避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

ホテル旅館

初期的な計画(令和6年度検討)において、避難住民に対する収容施設の供与として、ホテル旅館の確保や調整要領の作成、ホテル旅館への避難住民の割振り案に係る検討を行ったところ、高齢者や妊婦等の要配慮者がホテル旅館を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、受入施設がホテル旅館となる要配慮者は、要配慮者の属性としては在宅の方であり、避難先連絡所を経由の上、社会福祉施設等ではなくホテル旅館に避難となる方を想定している。

生活援助や介助等の支援

○避難者の希望等、必要に応じて、在宅介護派遣サービス事業者との繋ぎを行う。

ホテル旅館の割当

○妊婦については産科病院の近いホテル旅館となるよう配慮する。

抽出した論点や課題等について

本作業部会における検討内容について、検討を進める中で抽出した論点や課題等を検討項目ごとに次のとおり整理した。

○論点や課題等の整理

No.	検討項目	意見
2-1	要配慮者の受入施設の把握方法について	○受入施設の空き状況について、迅速かつ網羅的に把握する方法について、検討が必要。
2-2	要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて	○社会福祉施設等が保有する利用可能な搬送手段について、迅速かつ網羅的に把握する方法について、検討が必要。
3-1	要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について	<p>○ 県で搬送を行う場合、要配慮者の受入数や属性等によるが医師、看護師、介護士等の人員や救急車、福祉車両、ヘリ等が不足</p> <p>○要配慮者が到着する福岡・鹿児島空港、鹿児島港における要配慮者や一般の避難者に対する医療福祉支援体制の検討が必要 (要配慮者の誘導・動線、医療介護等を行う現場施設の設置、直ぐに搬送できない要配慮者の待機場所等を含む。)</p> <p>○受入空港、受入港で要配慮者の引継ぎ(行う場合)、健康状態の確認、悪化した際の救護等、各県ごとの体制ではなく、国で統制した体制の検討</p> <p>○県が平時の状態(事態認定がされていない状況)でも保健医療福祉活動チーム(救護班等)の支援・協力の要請ができる根拠や手続きの整理</p> <p>○鹿児島港から県内の医療福祉施設に搬送する際、要配慮者の状態によっては、途中で医療介護等の処置を行う施設(中継施設)が必要となる可能性</p>

中長期の収容施設の提供

令和8年3月
大分県

中長期の収容施設の提供に関する検討方針

1. 中長期の収容施設の提供に関する基本的考え方

- 避難当初（約1か月）後の住宅の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における中長期の収容施設の提供のために必要な調整や手続等について整理する。
- 関連団体との協力体制の構築や、避難住民に対する適切な情報提供・手続き対応等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、避難住民数の規模を踏まえた各対応の効率化、早期入居に向けた（ホテル・旅館等の滞在期間1カ月内での調整を目指した）工夫、避難住民との連絡調整方法や住民情報の収集・整理方法（必要に応じた要避難地域の自治体との連携等）等について配慮する。

2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度は、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借り上げ）、公的住宅（UR賃貸、公営住宅、公務員宿舎等）の供与について優先的に検討を行うこととし、建設型応急住宅については、必要に応じて令和8年度に検討。
- 武力攻撃による緊急の場合には、避難住民等の収容施設として、公営住宅や国家公務員宿舎等の公的住宅の空き住戸を活用できることとする。
- 中長期収容施設への入居（募集等の手続きも含む）から退去までの一連の流れにおいて、県や市町村、関連団体等の関係者が行う対応内容について検討し、役割分担や調整手順、それらの課題等の整理を行う。
- 上記の整理にあたっては、初期的な計画で検討した受入れ市町村の中から検討対象地域（受入れ側の1市町村や、そのうち避難元の1地区等）を選定し、具体的な検討を行う。
- 賃貸型応急住宅の供与については、まず一般世帯を対象に、行政等が相談対応により補助しながら住民が物件選定する方式を基本として検討を行い、課題や留意点等を整理。
- 要配慮世帯（高齢者等のバリアフリー配慮等が必要な世帯）については、「要配慮者の受入れ調整に関する作業部会」での検討内容を踏まえて、政府から検討方針が改めて提示された後に検討・整理。
- 避難住民の避難後の情報（居所、連絡先等）は避難元自治体側で把握するものとする。

中長期の収容施設の提供に関する検討方針

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、大分市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：大分市

※「初期的な計画」における避難元市町村：石垣市

○モデル検討の対象とする避難住民の世帯人数等は、以下の通り。

	世帯の人数									世帯計	人口数	受入市町	
	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人				
新川小学校	1,903	727	281	194	108	33	10	2		3,258	5,800	—	
校区	新栄町	731	307	111	85	43	12	8		1,297	2,361	大分市	
	浜崎町	338	129	57	39	26	3		2	594	1,087		
	新川	597	249	106	66	35	14	2		1,069	1,950	由布市	
	美崎町	237	42	7	4	4	4			298	402	九重町	
真喜良小学校	1,282	617	250	161	97	40	12	2	1	2,462	4,744	—	
校区	新川	1,241	596	244	147	92	37	12	1	1	2,371	4,536	別府市
	石垣	41	21	6	14	5	3		1		91	208	日田市

中長期の収容施設の提供に関する検討方針

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定（関係者の整理）

○受入れ地域における中長期の収容施設の提供に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署	役割
大分県福祉保健企画課	入居管理、相談対応、契約事務等の総合調整（避難先市町に協力を依頼）
大分県建築住宅課	賃貸型応急住宅の把握・協力団体との協議・調整
大分県公営住宅室	公営住宅の把握・県営住宅の入居管理
大分市住宅課	賃貸型応急住宅及び市営住宅の入居管理、相談対応、申込受付・審査・県への提出
公益社団法人大分県宅地建物取引業協会	民間賃貸住宅空き情報の提供
公益社団法人 全日本不動産協会大分県本部	民間賃貸住宅空き情報の提供
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会	民間賃貸住宅空き情報の提供

◇ **モデル検討【賃貸型応急住宅】**
記載例・イメージ等

【検討項目 1 : 契約方式・賃料等の設定】

○賃貸型応急住宅の契約方式・賃料等について

契約方式	定期建物賃貸借契約
契約者	3者間契約
間取り	<ul style="list-style-type: none"> ・1人世帯：1R、1K、1DK ・2人世帯：1LDK、2K、2DK ・3～4人世帯：2LDK、3K、3DK ・5人以上世帯：3LDK超
賃料の限度額	<p>上記世帯ごとに、県内の市場にある空室の80%をカバーする家賃帯を上限とする。</p> <p>※原則として、エアコン・コンロ・照明器具・給湯器が設置・使用可能であること。</p>
家賃	負担者：国
共益費（管理費）	負担者：国
敷金	負担者：国
礼金	負担者：国
仲介手数料	負担者：国
損害保険	負担者：国
光熱水費	負担者：入居者（避難住民の生活、収入等の状況により国の負担を検討）
耐震性	昭和56年6月1日以降に建設された住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅

【検討項目 2 : 供与可能数の把握方法】

○賃貸型応急住宅の供与可能数の調査方法について

- 供与可能戸数の概数を把握するため、県は民間賃貸物件の空き戸数、間取り、賃料等に関する不動産情報をインターネット等により情報を収集する。
- 収集した情報は、入手した情報元ごとに、市町村別の一覧表を作成する。
- 情報収集は月 1 回を基準として行い、逐次情報を更新し、できる限り最新の情報を保有する。
- 災害救助法に基づく賃貸型応急住宅について、協力可能な不動産業者のリストを作成し、その協力割合を踏まえて、供給可能戸数を推計する。

○懸念事項

- 受入市町の由布市や九重町ではホテルや旅館が多い一方で、賃貸住宅が極端に少ないため、ホテル等から賃貸住宅へ移転する際には、「〇〇市のホテル避難者は〇〇市に移転する（可能性がある）」といった情報を事前に避難住民へ提供し、賃貸住宅に転居する際の移転先を想定しておく必要がある。
- 本案件のためだけに、日々流通している活用可能な物件を個別に把握することは現実的でないことから、簡易的に数量を把握する方法が必要である。

【検討項目3：入居者の募集方法】

○募集内容・要項案について

- 別紙のとおり。

○周知方法について

- 原則、他の避難住民向けの情報発信と同様に、石垣市を通じて一元的な情報発信を行う。
(媒体：インターネット、広報誌、テレビ・ラジオ放送等)
- ただし、住宅の確保は特に重要な課題であるため、ホテル避難者へ個別の資料配布を行うなど、情報の伝達漏れがないよう、留意する。
- 自主的に中長期の収容施設への移転手続きを行わない（行うことが難しい）住民に対しては、マッチング方式での住宅の供与を検討する。

○住民情報の収集・整理/避難住民との連絡調整方法

- 避難住民の避難後の情報（居所・連絡先等）は避難元自治体側で把握する。
- 県及び市町から避難住民への連絡は避難元自治体が把握する情報をもとに行う。

【検討項目3：入居者の募集方法】（別紙）

賃貸型応急住宅 募集要項（案）

●●年●月●日
大 分 県

1. 受付終了日

●●年●月●日

個別の事情により、期限までにやむを得ず申し込みができない入居希望者については、●●年●月●日まで申し込みを受け付けます。

2. 対象になる方（概要）

国民保護法の適用を受けて、石垣市から大分県へ避難をした方

※証明書（災害での罹災証明に対応するもの）は要検討

3. 民間賃貸住宅の条件

次の①、②のいずれにも該当する県内の住宅となります。

- ① 昭和56年6月1日以降に建設された住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅
- ② 家賃：1人世帯は月額●万円以下、2人世帯は月額●万円以下、3～4人世帯は月額●万円以下、5人以上世帯は月額●万円以下

※物件は、避難者自ら条件に合うものを探していただきます。

4. 国が負担する経費

毎月の家賃、退去修繕負担金、仲介手数料、損害保険料、共益費・管理費

※上記以外の光熱水費、駐車場料金、自治会費等は入居者の負担となります。

5. 入居期間

入居時から○年以内

6. 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

●●年●月●日以降、既に個人で契約して入居している場合でも、上記2、3の条件を満たし、貸主の同意が得られる場合には、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居

日に遡って本事業の対象となります。

7. その他

- ① 受付の際には住所や家族構成などに関する事情をお聞きすることもありますのでご了承ください。
- ② 受付後、事実と相違することが判明した場合や、必要な証明書等が未提出の場合は契約ができないことがあります。入居後、判明した場合は契約を解除し、国が支払った家賃等は返還していただきます。
- ③ 県が借り上げた住宅から一旦退去されますと、原則、その後は制度の対象となりません。
- ④ 県が借り上げる住宅は、一時的に住宅を提供するものです。通常の賃貸借契約と異なり定期賃貸借契約ですので、期間が満了すると退去しなければなりません。
- ⑤ 契約期間内に退去する場合でも違約金は発生しないものとします。

【検討項目4：相談対応の方法】

○対面窓口の設置について

- 避難先自治体（大分市）に入居申請の受付を行う対面窓口を設置する。
- ただし、制度に関する相談等は原則、下記コールセンターで対応する。

○コールセンターの設置について

- 民間の企業・団体に委託し、制度に関する相談等を受け付けるコールセンターを設置する。
（委託先として、平成28年熊本地震の例に倣い、不動産関係団体を想定。）

○物件案内の方法について

- 県が不動産関係団体等のインターネット情報を通じて作成したリストを避難元自治体から避難住民へ送付する。
（物件の詳細な情報は不動産業者へ確認するよう案内。）

○多人数世帯への対応

- 避難住民の世帯人数を考慮のうえ、間取りの広い住宅（公的住宅含む）については、多人数世帯へ案内を行う。

【検討項目5：入居申し込み方法】

○受付方法について

- 避難先自治体（大分市）に設置した窓口申請資料を提出。
- チェックシートをもとに申請資料の形式審査を避難先自治体で行う。
- 形式審査に通過したものは、避難先自治体から県（福祉保健企画課）へ申請資料を送付する。
- 以降の手続き（3者間契約書の作成等）は県で行う。

○入居申込書等の様式案について

- 別添のとおり。

○早期入居に向けた工夫について

- コールセンターの設置や専門人材（短期人材派遣・短期採用）の配置による受付・許可業務の効率化。
- 平時からの関係団体との連携（事前の協定の締結を含む）による、スムーズな利用可能賃貸住宅のリスト化。
- 自主的に中長期の収容施設への移転手続きを行わない（行うことが難しい）住民に対しては、マッチング方式での住宅の供与を実施。

【検討項目 6 : 申し込み内容の確認方法】

○審査方法について

- 避難先自治体（大分市）に設置した窓口申請資料を提出。
- チェックシートをもとに申請資料の形式審査を避難先自治体で行う。
- 形式審査に通過したものは、避難先自治体から県（福祉保健企画課）へ申請資料を送付し、県でダブルチェックを行う。

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

【検討項目6：申し込み内容の確認方法】

○審査チェックリスト、入居許可書等の様式案について

■チェックリスト

申込時提出書類チェックリスト			
必要書類 注意点	チェック欄		
	申請者	市町村	大分県
① 申込書(様式第〇号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申請者さまの、昼間に連絡の取れる電話番号が記載されていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 必要事項の記入、該当項目へのチェックは漏れなくされていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 入居人数と家賃は基準に合致していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申請者さまによる記入、押印がされていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 誓約書(様式第〇号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申請者さまによる記入、押印がされていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 応急仮設住宅としての使用に係る同意書(様式第〇号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 貸主さまによる記名、押印がされていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 確約書(様式第〇号) ※③の速やかな提出が困難な場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 仲介業者さまによる記名、押印がされていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 避難証明書(仮称)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ その他の書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申請書の確認事項「必要書類」にチェックをした書類が、全て添付されていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ チェックリスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■入居決定通知書

(様式第〇号)

〇年〇月〇日

(申込者) 様
(貸主) 様
(仲介業者) 様

大分県知事 〇〇 〇〇

大分県賃貸型応急住宅入居決定通知書 (通知)

〇年〇月〇日付で下記の方から申込みがありました標記の件については、適当と認めます。
つきましては、関係書類(下記4)を作成の上、持参又は郵便(特定記録郵便等)により末尾担当
へ提出をお願いします。
なお、入居及び契約手続きに係る注意事項について、資料を添付していますので、御確認ください。

記

1 申込者氏名 〇〇 〇〇 (申込番号〇〇)
2 借上げ予定住宅

住宅の所在地	
住宅の名称等	

3 資料及び一時金等

項 目	負担者	支 払 先	金 額
賃料	県	貸主が指定する先	月額 円
共益費(又は管理費)	県	貸主が指定する先	月額 円
礼金	県	貸主が指定する先	円
退去修繕負担金	県	貸主が指定する先	円
鍵交換費用	県	貸主が指定する先	円
仲介手数料	県	仲介業者が指定する先	円
保険料	県	損害保険代理店	損害保険加入費用実費

※ 契約書には、上記のとおり県負担額を印字しています。

4 本県への提出書類
次の書類について、仲介業者様等が取りまとめの上、提出してください。
(1) 大分県賃貸型応急住宅賃貸借契約書(3部)
(2) 支払先申出書
(3) 委任状(※契約の締結や代金受領の権限を委任する場合)
(4) 定期建物賃貸借契約書についての説明書(1部)
(5) 重要事項説明書(1部)
(6) 定期建物賃貸借契約についての説明書

5 その他(注意事項)
・本通知をもって、申込者様の早期入居について、御配慮をお願いします。
なお、入居日が決まりましたら、事前に末尾県担当まで連絡をお願いします。
・火災保険等損害保険については、借主(県)が加入します。

【提出・お問い合わせ先】
〒862-8570 大分県大分市大手町3-1-1
大分県福祉保健部福祉保健企画課
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

【検討項目 7 : 契約・入居手続きの方法】

○必要書類について

- ① 申込書
- ② 誓約書
- ③ 同意書（貸主が作成）
- ④ 切替契約に係る同意書・契約書 ※既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している場合のみ。
- ⑤ 避難証明書(仮称)
- ⑥ チェックリスト(検討項目 6「審査チェックリスト」参照)

※①～④の様式案は次ページ以降掲載

○個別世帯とのやり取りの方法について

- 申込書に記載の連絡先をもとに、県、受入市町が直接（避難元自治体を介さず）行う。
- 入居後の住所などは避難元自治体に共有する。

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討【賃貸型応急住宅】

【検討項目7：契約・入居手続きの方法】

○必要書類の様式案について

①申込書

様式第〇号		申込番号 (大分県記入欄)	
大分県賃貸型応急住宅申込書			
以下により、賃貸型応急住宅を申し込みます。			
申出者			
フリガナ	氏名		
住所 (避難前の住所)	【被褥を受けた住宅が特室以外の場合は種別に○を記載ください。物件名と部屋番号も記入してください】 住居種別：民間賃貸住宅・公営住宅・その他() 物件名：()		
現在の居住地 (避難施設等)	住所 () 現在の居住地について、下記のいずれかに○をしてください。 ・民間賃貸住宅・公営住宅・職員住宅・住宅、寮・旅館・親戚宅 ・避難所()・その他()		
電話番号	【携帯電話(※)】：() 氏名() 続柄() 【緊急連絡先】：() ※ 昼間に連絡がつく電話番号をご記入ください。		
入居希望物件の概要			
住宅の所在地	()		
住宅の名称等	()		
住宅の間取り	()・LDK・DK・K・ワンルーム		
住宅の建設年月日	昭和	平成	令和
住宅の耐震性	□昭和56年6月以降建設 □昭和56年5月以前建設だが、耐震診断・耐震改修等により住宅耐震性が確認されている □その他、管理会社等により賃貸可能と確認されたもの ※既に個人で契約している場合等のやむを得ない事情がある場合に限る。		
費用	賃料	月額	円 (・1人(単身)の世帯：〇〇万円以内 ・2人の世帯：〇〇万円以内 ・3～4人以下の世帯：〇〇万円以内 ・5人以上の世帯：〇〇万円以内)
	共益費 (又は管理費)	月額	円 国庫負担(社会通念上適正な金額を限度)
	礼金		円 -
	退去修繕負担金		円 国庫負担(家賃2ヶ月分以内)
	鍵交換費用		円 国庫負担(社会通念上適正な金額を限度)
	仲介手数料		円 国庫負担(家賃0.55ヶ月分以内)
保険料	損害保険加入費用実費		県が加入
貸主及び仲介業者 (当該賃貸住宅について、大分県賃貸型としての提供)			
貸主	【電話番号】()		
仲介業者	()		
仲介業者連絡先	【住所】() 【電話番号】() 【FAX番号】()		
仲介業者が所属する団体名	<input type="checkbox"/> 全国賃貸住宅経営者協会連合会 <input type="checkbox"/> 大分県宅地建物取引業協会 <input type="checkbox"/> 全日本不動産協会 <input type="checkbox"/> その他()		

入居予定者					
入居する 親族等	氏名	続柄	年齢	生年月日	備考 (高齢者、障がい者、要介護等の特記事項があれば記入)
		本人		T-S-H-R 年 月 日	
				T-S-H-R 年 月 日	
				T-S-H-R 年 月 日	
				T-S-H-R 年 月 日	
				T-S-H-R 年 月 日	
				T-S-H-R 年 月 日	
【確認事項】 該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。					
必要書類					
<input type="checkbox"/> 誓約書(様式第〇号) <input type="checkbox"/> 同意書(様式第〇号)または 確約書(様式第〇号) <input type="checkbox"/> 避難証明書 <input type="checkbox"/> 切替契約に係る同意書(様式第〇号) } ※発災日以降既に個人で民間賃貸を契約されている場合 <input type="checkbox"/> 既に個人で契約済みの契約書 <input type="checkbox"/> その他()					
この申込書に記載の内容について事実と相違ありません。					
年 月 日 氏名 (印)					
<small>(注1)「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸住宅などを大分県が借り上げ、提供する住宅です。 (注2)家賃及び共益費(又は管理費)は無料ですが、その他の光熱水費等は入居者負担となります。 (注3)賃貸型応急住宅に入居した場合、原則、他の応急仮設住宅に入居はできません。</small>					

【検討項目7：契約・入居手続きの方法】

○必要書類の様式案について

②誓約書

様式第〇号

誓 約 書

大分県知事 〇〇 〇〇 様

私が、このたび入居します、大分県賃貸型応急住宅につきましては、入居条件を遵守して使用し、定められた期限までに必ず退去いたします。

なお、入居後、申請内容の不実及び入居条件違反等が判明した場合、原状回復し、直ちに退去します。

年 月 日

(入居者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

【検討項目7：契約・入居手続きの方法】

○必要書類の様式案について

③同意書

様式第〇号

同 意 書

下記の賃貸住宅が賃貸型応急住宅として使用されることについて同意します。

(1) 住宅の所在地 _____

(2) 住宅の名称等 _____

〇〇 年 月 日

(貸主) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

大分県知事 〇〇 〇〇 様

④切替契約に係る同意書

(様式第〇号)

切替契約に係る同意書

大分県知事 〇〇 〇〇 様

このたび、現入居者と賃貸借契約を締結しましたが、賃貸型応急住宅として大分県と定期賃貸借契約を締結することから、現入居者が既に支払った家賃、敷金、礼金、入居時鍵交換費及び解約保険料を返金することに合意しました。

今後、この件に関して疑義が生じた場合は、貸主と入居者で協議の上、解決します。

物件の所在地 _____

物件の名称等 _____

年 月 日

(貸主) 住 所： _____

氏 名： _____

(入居者) 住 所： _____

氏 名： _____

【検討項目 8 : 入居期間中の対応方法】

○家賃等の支払い方法について

- 貸主からの請求に基づき、原則として、初回支払分（退去修繕負担金等を含む。）は、契約成立の翌月末までに、第2回支払分は、当月分を当月末までに、第3回支払分以降は、当月分を前月末までに支払う。ただし、4月分については当月末までに支払う。
- 1か月に満たない月の賃料、共益費及び管理費は、実日数で日割計算（先乗後除）した額（1円未満切捨）とする。
※ただし、貸主が別で定める場合はその支払方法に準ずる。

○入居者の相談対応方法について

- 制度に関する相談等はコールセンターで対応。
- 賃貸住宅に関する相談は一般の賃貸契約と同様に賃貸業者で対応。

【検討項目 9 : 退去手続きの方法】

○解約手続きの方法について

- 入居者は、賃貸型応急住宅を退去する場合は、退去の 40 日前までに、退去届を県に提出する。
- 退去届の提出を受けた県は、ただちに貸主等に対し、解約の申し入れについての通知を行う。
- 入居者は、契約期間が終了する日までに、貸主等の立会いのもと、住宅の明け渡しを行う。

○費用精算の対応方法について

- 原状回復は、入居者の故意または過失による損壊の場合を除き、入居時に支払った敷金（退去修繕負担金）の中で、貸主が実施することとし、追加の支払い及び返還請求は行わない。
- 入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費については、入居者が負担する。

○避難元自治体との情報共有について

- 入居者の退去に関する情報は、避難元自治体と共有する。

◇モデル検討【公的住宅】

記載例・イメージ等

【検討項目 1 : 供与可能数・各戸情報の把握方法】

○公的住宅の供与可能数・各戸情報の調査方法について

- 供与可能戸数の概数を把握するため、県営住宅については管理代行者である大分県住宅供給公社へ、市町営住宅については、各市町（大分市、別府市、由布市、日田市、九重町）へ供与可能戸数の確認を依頼する。

○供与可能な公的住宅の情報整理方法について

- 供与可能な公的住宅（県営住宅、各市町営住宅）の戸数の管理（整理）を公営住宅室で行う。
- 供与可能数が不足する場合は、各市町（大分市、別府市、由布市、日田市、九重町）以外の市町村へ供与可能戸数の確認を依頼する。

○懸念事項

- 公的住宅の住戸を提供可能にするには修繕が必要となるので、修繕費用の負担方法等が課題となる。

【検討項目 2 : 入居者の募集方法】

○募集内容・要項案について

- 別紙のとおり。

○周知方法について

- 原則、他の避難住民向けの情報発信と同様に、石垣市を通じて一元的な情報発信を行う。
(媒体：インターネット、広報誌、テレビ・ラジオ放送等)
- ただし、住宅の確保は特に重要な課題であるため、ホテル避難者へ個別の資料配布を行うなど、情報の伝達漏れがないよう、留意する。
- 自主的に中長期の収容施設への移転手続きを行わない（行うことが難しい）住民に対しては、マッチング方式での住宅の供与を検討する。

○住民情報の収集・整理/避難住民との連絡調整方法

- 避難住民の避難後の情報（居所・連絡先等）は避難元自治体側で把握する。
- 県及び市町から避難住民への連絡は避難元自治体が把握する情報をもとに行う。

【検討項目2：入居者の募集方法】（別紙）

公的住宅 募集要項（案）

●●年●月●日

大 分 県

1. 受付終了日

●●年●月●日

個別の事情により、期限までにやむを得ず申し込みができない入居希望者については、●●年●月●日まで申し込みを受け付けます。

2. 対象になる方（概要）

国民保護法の適用を受けて、石垣市から大分県へ避難をした方

※証明書（災害での罹災証明に対応するもの）は要検討

3. 住まいについて

① 県営住宅

【入居期間】○ヶ月

【家賃等】無料、連帯保証人及び敷金不要

【その他】詳細は別紙「入居のご案内」をご覧ください。

② 県職員住宅

【入居期間】○ヶ月

【家賃等】無料、連帯保証人及び敷金不要

【その他】詳細は別紙「入居のご案内」をご覧ください。

③ 県教職員住宅

.....

【検討項目3：相談対応の方法】

○対面窓口の設置について

- 避難先自治体（大分市）に入居申請の受付を行う対面窓口を設置する。
- ただし、制度に関する相談等は原則、下記コールセンターで対応する。

○コールセンターの設置について

- 民間の企業・団体に委託し、制度に関する相談等を受け付けるコールセンターを設置する。
（委託先として、平成28年熊本地震の例に倣い、不動産関係団体を想定。）

○物件案内の方法について

- 県が不動産関係団体等のインターネット情報を通じて作成したリストを避難元自治体から避難住民へ送付する。
（物件の詳細な情報は不動産業者へ確認するよう案内。）

○多人数世帯への対応

- 避難住民の世帯人数を考慮のうえ、間取りの広い住宅（公的住宅含む）については、多人数世帯へ案内を行う。

【検討項目4：入居手続きの方法】

○必要書類について

- ①一時使用許可申請書
- ②誓約書
- ③避難証明書（仮称）

※①～②の様式案は次ページに掲載

○個別世帯とのやり取りの方法について

- 申込書に記載の連絡先をもとに、県、受入市町が直接（避難元自治体を介さず）行う。
- 入居後の住所などは避難元自治体に共有する。

【検討項目4：入居手続きの方法】

○必要書類の様式案について

①申込書

様式○

○営住宅等一時使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 氏名 印
(※自署の場合は不要)

電話 () - () - ()
(本人以外)
(申請者との関係及び氏名:)
(※昼間に確実に連絡の取れる電話番号を可能な限り記載)

標記について、次のとおり○営_____住宅の一時使用の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。
 なお、入居の条件等については、○○の指示に従います。

使用物件名	住宅 棟 号室		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
同居親族	氏 名	続柄	備 考 <small>(高齢者、障害者等の特記事項があれば記入してください。)</small>

添付書類 (1) 誓約書
 (2) 避難証明書

②誓約書

様式○

誓 約 書

様

私が、このたび一時使用を許可される○営住宅施設等につきましては、許可条件を遵守して使用し、また、緊急避難措置の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退去いたします。

私は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものには該当しません。

年 月 日

氏 名 印
(※自署の場合は不要)

【検討項目 5 : 入居期間中の対応方法】

○入居期間中の相談対応の方法について

- 制度に関する相談等はコールセンターで対応。
- 住宅に関する相談等は管理する自治体の担当課で対応。

【検討項目 6 : 退去手続きの方法】

○退去手続きの方法について

- 入居者は、公的住宅を退去する場合は、住宅の管理を行う自治体が定める期日までに、退去届を提出する。
- 入居者は、使用許可期間が終了する日までに、住宅の管理担当者の立会いのもと、住宅の明け渡しを行う。

○避難元自治体との情報共有について

- 入居者の退去に関する情報は、避難元自治体と共有する。

◇モデル検討を踏まえた整理 記載例・イメージ等

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討を踏まえた整理

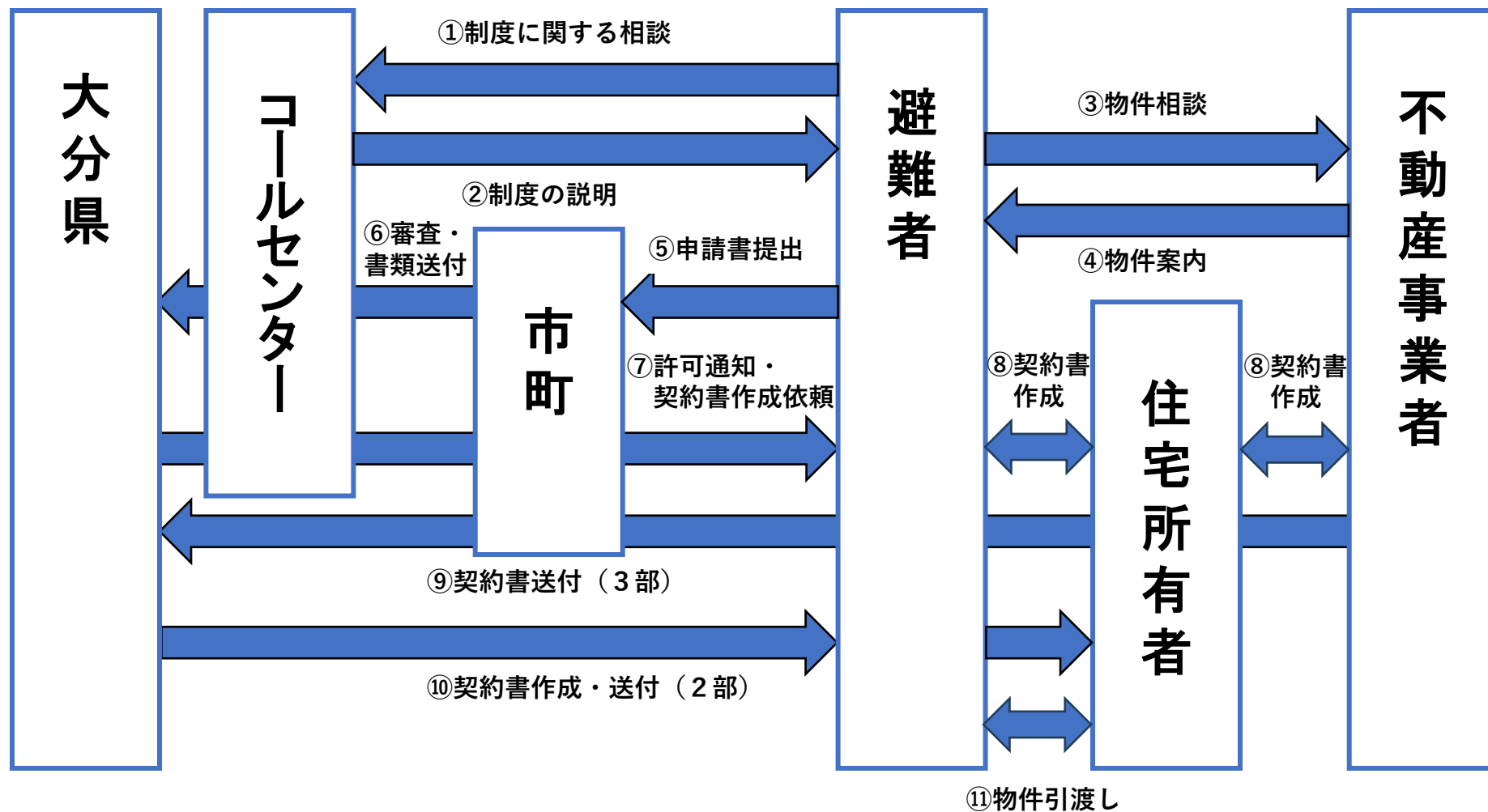
1. 関係者の役割分担

○中長期の収容施設の提供に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署		役割	備考
県	福祉保健企画課	入居管理、相談対応、契約事務等の総合調整	
	建築住宅課	賃貸型応急住宅の把握・協力団体との協議・調整	
	公営住宅室	公営住宅の把握・県営住宅の入居管理	
市・町	住宅課	市・町営住宅入居管理 民間賃貸住宅の入居管理（外部委託事業者との連携） 相談対応、申込受付・審査・県への提出	
公益社団法人大分県宅地建物取引業協会		民間賃貸住宅空き情報の提供	
公益社団法人 全日本不動産協会大分県本部		民間賃貸住宅空き情報の提供	
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会		民間賃貸住宅空き情報の提供	

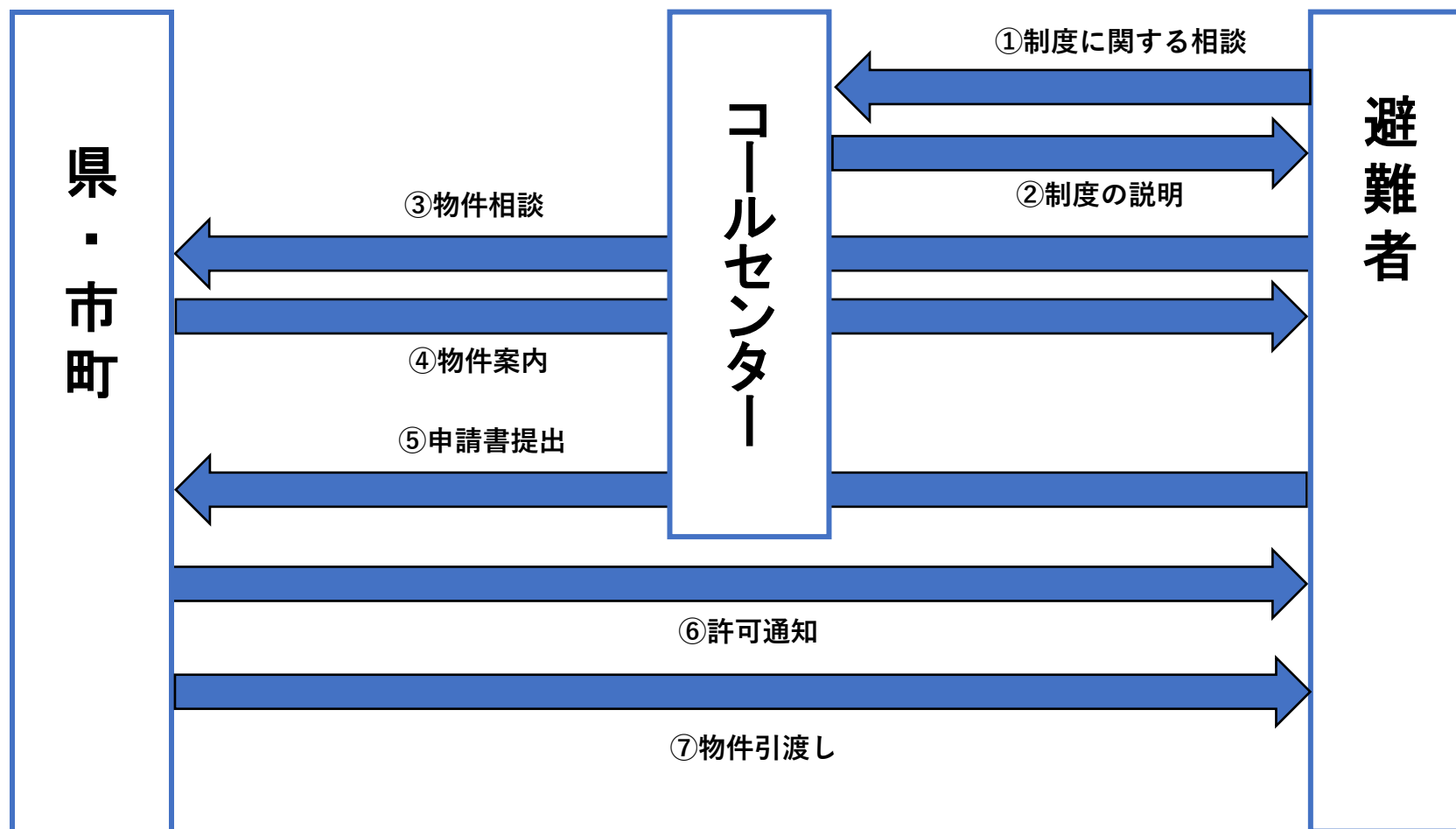
2. 全体調整フロー

○「賃貸型応急住宅」の提供に関する全体調整フローは以下の通り。



2. 全体調整フロー

○公的住宅の提供に関する全体調整フローは以下の通り。



3. 中長期の収容施設の提供における留意点・課題等

○課題・留意点について

- 中長期の収容施設の提供にあたっては、避難元自治体による避難証明書（仮称）のスムーズな発行が必要。
- 不動産関係団体と平時からの連携が重要であるが、協定は、各県ごと協定を締結するのではなく、国と全国組織の不動産関係団体が締結し、その協定の下で県と地方の不動産関係団体が調整・協力できる協定の締結を要望。
また、災害救助法と異なり、避難者は県外の方となることから、地方がそれぞれ別途協定を結ぶのではなく、国の協定だけで完結することを要望。
(各県が同時期に同様の調整・手続き等が必要となり、手続き・契約等は定型的な業務であり、各県の差異がなく、地域の実情に影響されないため。)
- 受入市町の受入世帯数に比べ、受入市町の住宅供与可能数が不足する場合、受入市町以外の住宅供与を行うことから、移転先候補地（住宅供与先）の市町村に関する情報提供を早期に行うことが必要。
- 公的住宅の住戸を提供可能にするには修繕が必要となるため、修繕費用の負担について整理が必要。
- 自主的に中長期の収容施設への移転手続きを行わない（行うことが難しい）住民に対しては、マッチング方式での住宅の供与を行うことになるため、委託等による効率的な対応の検討が必要。
- コールセンターの設置や委託等に係る費用負担の整理が必要。
- 避難者の入居・退去等の情報を県と避難元自治体間で抜け、漏れなく確実に共有し、情報を保護・管理する方法の検討が必要。

就学再開

令和8年3月
大分県

1. 就学再開に関する基本的考え方

- 児童生徒の就学機会の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における就学再開のための必要な調整や手続等について整理する。
- 避難元地域との連携・協力体制の構築や児童生徒の受入れ、就学再開の際に必要な支援等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、障害のある児童生徒への対応、児童生徒の心のケアや負担など、特別な事情等について配慮する。

2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度においては、まず、初期的な計画で検討した受入れ市町の中から、別府市および日田市を選定し、児童生徒の受入・支援スキーム等を検討することとし、並行して検討されている中長期避難住宅等の状況を踏まえ検討を進める。
- 令和7年度においては、まず、小学校、中学校、高等学校について優先的に検討を進める。
- 当面の検討においては、「避難先地域の学校への転入学」や「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」等いずれの可能性も想定しつつ、避難元地域と避難先地域の役割分担および児童生徒の在籍関係等を明確にした上で検討を進める。

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した受入れ先市町の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、別府市、日田市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：別府市、日田市

※「初期的な計画」における避難元市町村：石垣市

○受入れ地域における就学再開に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署	役割
大分県教育委員会◇◇◇◇課	県教育委員会と知事部局関係課の調整窓口
大分県教育委員会◇◇◇◇課	避難先の学校の受け入れに対して必要な職員の割り当てを行う。
大分県教育委員会◇◇◇◇課	児童生徒の心のケアのため、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣調整を行う。
大分県教育委員会◇◇◇◇課	義務教育段階（特別支援学校の小学生、中学生を含む。）の受け入れ等にかかる県教育委員会、避難元及び避難先の市町教育委員会の調整および保護者等の相談窓口（詳細については市町教育委員会担当課が窓口）
大分県教育委員会◇◇◇◇課	県立高校（特別支援学校の高校生を含む。）の受け入れ等にかかる避難元の県教育委員会、保護者等の相談・調整窓口
別府市教育委員会◇◇◇◇課	避難元市町教育委員会および保護者等の相談窓口
日田市教育委員会◇◇◇◇課	避難元市町教育委員会および保護者等の相談窓口

【検討項目 1：避難元地域と避難先地域との連携】

双方地域の緊密な連携・協力を図る上で整理すべき事項

○避難元地域・避難先地域間において円滑な連絡調整を行うための体制・仕組みの構築

- ▶就学再開に関する県関係部署、県教育委員会、市町教育委員会等における担当・連絡先等関係者を一覧化する。
 - ▶一覧化した連絡先については、県・市町教育委員会ホームページにより、公開・共有を行う。
 - ▶双方地域関係者による意見交換等の場を定期的に開催する。
- ※双方関係者：避難元児童生徒及び保護者、避難元教育委員会、避難先教育委員会等

○避難元地域・避難先地域双方の役割分担の整理

- ▶避難先地域の学校への転入学の場合や、避難先地域における避難元学校の教育活動再開の場合など、個別の対応等に
応じて、避難元・避難先双方の役割分担（各種手続の主体や協力体制等）を明確化する。
- ▶役割分担に関わらず、避難元地域（自治体・教育委員会・学校等）の避難後の状況や不測の事態等を踏まえ、各種手
続等における弾力的な対応や必要な支援等の実施など、臨機応変に対応する。

○避難元地域・避難先地域間における児童生徒に関する情報共有

- ▶障害のある児童生徒など、特別な配慮・支援が必要な児童生徒の個人情報や、転入学手続等において必要となる指導
要録等の基本情報を適切かつ円滑に共有できるような情報共有の考え方を整理する。
- ▶避難元地域等の状況等を踏まえ、転入学手続や学籍関係等における情報共有や事務手続等について弾力的に対応する。

【検討項目2：児童生徒の受入】

※児童生徒の受入に係る手続・イメージ図の参考資料（要素の例・イメージ）

具体的な手続や手順は、例1（転入学の場合）や例2（学校再開の場合）等の実際の対応に応じて変わり得るが、想定される手続の要素の例は以下のとおり必ずしもここで記載した順序で行うものではないことに留意

《避難元地域》

連携・協力

《避難先地域》

（必要に応じて）
保護者等からの相談等への対応

避難先での就学確保の対象となる児童生徒の確認

避難先での就学再開方針の検討

※例1・例2等を踏まえてどのような対応をとるかの検討
（これまでの自然災害（例））

- ・一時的に、避難先の学校へ転入学。その後、準備ができた段階で避難先で、避難元による学校を再開
- ・避難先の学校を間借りし、避難元による学校を再開 等

避難先自治体への支援依頼・調整内容の検討

（転入学の場合（例））

- ・受入れ可能学校の調整
- ・避難元自治体の教職員による協力体制・身分の調整 等

（学校再開の場合（例））

- ・施設・設備等に関する調整 等

保護者等への就学再開方針の説明

保護者等からの相談対応、相談を踏まえた調整

（必要に応じて）
避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応
（対応の例）

- ・保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供
- ・転入学手続等に関する問い合わせへの対応 等

（必要に応じて）
避難元自治体からの相談等への対応
（対応の例）

- ・避難元自治体からの相談等に応じて、就学再開に向けた検討を行う上で参考となる地域の学校や施設（公民館、廃校等）等に関する基礎的な情報を提供 等

避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

（対応の例）

- ・避難元からの支援依頼を踏まえ、地域の各学校や公共施設、民間事業者等に対する状況確認の実施
（児童生徒の受入や施設・設備等に関する状況把握等）
- ・学校や施設等に関する情報を集約し、避難元自治体が就学再開方針を検討・決定する上で必要となる情報を提供・説明
- ・避難元における検討・調整等の結果、再度支援依頼があった場合における対応（追加の情報収集・情報提供等） 等

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

（必要となる手続の例）

- ・（転入学の場合（例））転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続
- ・（学校再開の場合（例））施設・設備の借用等に関する契約等の手続 等

就学再開



【検討項目2：児童生徒の受入】

※当面の検討においては、下記の例1・例2のいずれの可能性も想定しつつ、必要な調整・手続等を整理
必ずしもここで記載した順序で行うものではないことに留意

例1：「避難先地域の学校への転入学」に係る 避難先地域における調整・手続

例2：「避難先地域における避難元学校の教育活動 再開」に係る避難先地域における調整・手続

避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応

- ▶保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供する
- ▶転入学手続等に関する問い合わせに対応する

- ▶避難元自治体の対応方針によらない個別での転入学等を希望する保護者等からの問い合わせに対応する

避難元自治体からの相談等への対応

- ▶避難元自治体からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元自治体が転入学に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する
- ▶先行して受入れ学校候補の調査等を行っている場合は、当該学校に関する基本情報を提供する

- ▶避難元自治体からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元自治体が教育活動再開に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する
- ▶先行して受入れ施設候補の調査等を行っている場合は、当該施設に関する基本情報を提供する

避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

- ▶避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の学校に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数や、障害のある児童生徒への対応可否、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う
- ▶私立学校について情報提供希望があった場合は、関係部署等に情報提供を要請する
- ▶受入れ学校候補に関する情報を集約し、避難元地域に提供するとともに、内容等について説明を行う

- ▶避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の施設に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数・施設規模や、設備の状況、利用に関する条件、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う
- ▶学校や公民館、社会教育施設等公共施設に加え、民間施設や廃校校舎等を含めた情報収集を行う
- ▶受入れ施設候補に関する情報を集約し、避難元地域に情報提供するとともに、内容等について説明を行う

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

- ▶受入れ学校及び受入れ人数を特定し、教員や備品、通学手段等の必要な教育環境整備等を行った上で受入れ準備を行う
- ▶転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続について、これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、可能な限り弾力的に取扱い、速やかな受入れを行う
- ▶学齢簿編製、指導要録作成等の手続について、弾力的に対応する
- ▶必ず児童生徒等の在籍関係を明確にした上で受け入れるよう留意する
- ▶保護者・児童生徒に対する転入学前の説明を行う

- ▶避難元自治体からの要請等を踏まえ、施設所有者・管理者等との交渉や避難先地域住民への説明等各種調整や手続等における支援・助言を行う
- ▶受入れ施設が学校等公共施設の場合における使用許可や借用・契約手続等について弾力的に対応する
- ▶スクールバスや学校給食の手配等に関する地元情報等地域のネットワークやコネクション等を共有する

【検討項目 2 : 児童生徒の受入】

児童生徒の受入に当たり勘案すべき事項

○避難期間（当初 1 か月 / 1 か月を超える場合等）

- 避難直後には、避難先収容施設（ホテル等）の近隣施設（学校等）の臨時的な利用等の応急的な対応が予想されることから、これらの実施のために必要な協力・支援等（利用可能施設紹介等の調整・手続）について、速やかに対応する。加えて、施設利用手続等にかかる一定期間の準備も必要であるため、オンラインによる学習等を検討し、柔軟に対応する。
- 避難後 1 か月以降は、居住地が変わることが見込まれることを踏まえ、本格的な就学再開を速やかに行うことができるよう、避難元地域に対する協力や支援等について検討を進める。

○居住地（避難先収容施設）との関係

- 就学の再開に際しては、居住地との関係を踏まえることが必要不可欠であり、転入学・学校再開いずれの場合においても、まず最初に、居住地を特定した上で、通学区域や通学方法等を勘案しつつ、受入可能な学校・施設等について検討していく必要がある。
- 現時点では、避難当初の収容施設（ホテル等）の後の中長期収容施設等（住宅、要配慮者の受入れ施設等）が未確定であるため、中長期収容施設等に関する検討状況等を踏まえ、今後検討を進める必要がある。

※避難期間や居住地等を想定した受入計画の概略（例・イメージ）

区分		▶▶▶ 避難後 1 か月間 ▶▶▶		▶▶▶ 避難後 1 か月以降 ▶▶▶	
避難元地域と避難先地域との連携		速やかに連携・協力体制を整備、相談や問合せ等に対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難元地域との連絡・調整等連携・協力体制構築 ● 役割分担整理 ● 児童生徒に関する情報共有 など 	避難元地域との意見交換や相談対応、情報共有等を継続	
短期・中長期で居住地が大きく変わる場合	避難先収容施設（ホテル等）に居住する期間の教育活動	避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施	本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施（利用可能な施設やオンラインを活用した教育活動の実施など）		
	中長期収容施設以降の期間の教育活動	転入学の場合	転入学に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入先学校候補の調査を実施し、情報を提供 受入手続においては、弾力的・速やかに対応	避難先地域への転入学	※途中で対応が変更となる場合も想定
		学校再開の場合	学校再開に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入先施設候補の調査を実施し、情報を提供 学校再開手続等について、可能な限り協力・支援	避難元地域による学校再開	
短期・中長期で居住地があまり変わらない場合	中長期収容施設以降の期間の教育活動	避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施	本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施	速やかに、避難先地域への転入学・学校再開を実施	
就学再開の際に必要な児童生徒への支援		避難後の状況や要請等を踏まえ速やかに対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 学用品（教科書含む）の給与 ● スクールバス等による通学支援 ● 学校給食の提供 ● オンライン教育環境の整備 ● 障害のある児童生徒への配慮 ● 家計が急変した児童生徒に対する就学支援 ● 心のケアや学習支援等の教職員加配 ● スクールカウンセラーによる支援 など 		

【検討項目3：児童生徒への支援に当たり留意すべき事項】

国民保護法における救援及び過去の自然災害の際における支援、調整・手続等を踏まえて必要な事項

○児童生徒および教職員の心のケア、負担等への配慮に関する調整・手続

- ▶避難先地域の学校への転入学の場合における児童生徒に対する心のケア、負担等への配慮に関する対応として、スクールカウンセラーの配置等による心のケアやスクールバス等による通学支援、家計が急変した世帯への経済的支援等の対応を行う。
- ▶避難先地域において教育活動を再開した避難元学校が実施する児童生徒の心のケア等に係る協力・支援として、避難元学校からの要請等を踏まえ、スクールカウンセラーの派遣調整やスクールバス等による通学支援等各種手続等に関する支援・助言、情報提供や、避難先地域の医療機関の紹介等、地域の情報やコネクション等を共有する。
- ▶避難元学校の教職員に対する健康管理（心のケア）等を行う。

○学校種に応じた配慮事項

- ▶高等学校の転入学に関しては、義務教育とは異なり、修得した単位に応じて相当学年に転入することができることや、専門高校の場合、実習室等の不足も考えられることなどを踏まえ、調整・手順についての検討を進める。
- ▶避難元地域の高等学校の生徒や教職員等は、避難先が複数県・複数市に分散することも踏まえ検討を進める。

○進級、進学、卒業等における配慮

- ▶児童生徒の各学年の課程の修了または卒業の認定等に当たっては、弾力的に対応し、進級、卒業等に不利益が生じないように配慮する。
- ▶卒業年次の高校生等については、大学等への進学に際して利用できる経済的支援を周知するなど、必要な配慮について検討を進める。

○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（私立学校についての整理）

- ▶本検討における基本的な調整・手続は、公立学校を想定して整理しているが、例えば、避難元地域の私立学校についての対応や、避難先地域において私立学校を希望する保護者や児童生徒への対応についても想定しつつ、今後検討を進める。

○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（就学前施設についての整理）

- ▶幼稚園や認定こども園、保育所等就学前施設に関しては、本年度の検討成果等を踏まえた上で、今後検討を進める。

【検討項目4：課題・留意点等の把握】

モデル検討の各事項等における実行上の課題や留意点等の把握

○受入れ県・市町村の担当部署等に対する意見聴取等による児童生徒の受入れや就学支援等に関する課題・留意点等の整理

- 就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続の各検討項目について、実際に対応する上で想定される課題や、その対応方策、留意点等について、県及び「モデル検討の対象となる受入れ地域」の就学関係担当部署等に対して、ヒアリングやアンケート等による意見聴取等を実施する。

【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○意見聴取結果等を踏まえた検証・分析

- ▶各部署からの意見等について、「モデル検討」で整理した各検討項目別に、共通的な内容や重要な意見等を整理・記載
- ▶避難元地域との連携や児童生徒の受入・支援等を中心に検証し、分析結果を整理
- ▶検証・分析結果について、本年度の「モデル検討」への反映状況についても整理・記載

区分		意見聴取結果等を踏まえた検証・分析結果の整理（本年度のモデル検討への反映状況等）
避難元地域と避難先地域との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ後の困りごとを確認するための協議会が必要 例：役割分担の整理や避難元再開の場合には必要物品等の調整等
児童生徒の受入	避難先地域の学校への転入学	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ごとか、個人ごとの受け入れなのかの整理が必要 ・受け入れ可能な児童生徒数の把握が必要
	避難先地域における避難元学校の教育活動再開	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育を再開するための施設の確保が現実的に難しいため、調整が必要 ・小学校区ごとに避難先が分散している場合や、同一小学校の児童が市をまたいで受け入れられている場合があることから、教育活動を複数の場所で再開するケースが考えられ、教員の人員調整が必要（教員が必ず大分県に避難してきているとは言えない）
児童生徒への支援に当たり留意すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の環境変化に伴うメンタルケア ・進級、卒業、就職、進学等を柔軟に対応できるようなサポートが必要
上記以外（自由意見含む）		<ul style="list-style-type: none"> ・県立高校については転入学となった場合には専門高校等受け入れ地域にない場合やまた学校毎に受け入れ人数の限界もあるため、県内全域での受け入れとなり、その場合通学の経路等を踏まえる必要性もあるため事前に各市に避難予定の高校生の人数、概要（通う学校の詳細等）が検討には必要になってくる

○分析結果等を踏まえた次年度の検討に向けた課題等の整理

- ▶上記分析結果等を踏まえ、児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続において、特に重要となる事項や支援方策等の取組の方向性を中心に必要事項を整理し、次年度の検討に向けた課題の整理等に加え、その解決方策や調整・手続等に係る改善方策（モデル検討への反映の方向性）についても併せて整理・記載

次年度の検討に向けた課題等	課題の解決方策や調整・手続に係る改善方策（次年度モデル検討への反映の方向性等）
児童生徒の受け入れ、就学再開方法の具体化	<ul style="list-style-type: none"> ・市をまたぐ受け入れ等の問題を整理した上で、現実的な就学再開方法の可否を判断し、必要な施設の具体化を進める ・就学再開にかかる時間や調整のフローの作成 ・短期、中長期の受け入れ期間に応じた懸念事項の整理と対策の具体化 ※具体化するには受け入れ人数、受け入れ生徒の情報の把握が必要

【検討項目5：課題・留意点等の検証・分析】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○検証・分析における参考データ①：避難元地域の学校数・児童生徒数・教員数

《市町村立小学校・中学校》

- ▶小学校は、「初期的な計画」における受入先市町に対応する避難元地域のコミュニティ（小学校区等）を参考に記載。
- ▶中学校は、上記の小学校区との関係を踏まえ、受入先市町に対応する避難元地域のコミュニティ（中学校区等）を想定し記載。
- ▶一部、避難先が分散する小学校・中学校も存在するが、現時点では、当該学校の生徒数について、受入先市町毎の詳細情報（内数）が確認できないため、暫定的に学校全体の総数を記載（他の受入先市町と生徒数が重複するため、全ての児童生徒が受入対象ではないことに留意）。
- ▶教員については、勤務地学区内に居住しているとは限らないため、実際の受入先市町が異なる可能性があることに留意。

初期的な計画 における 受入先市町村	避難元 市町村	小学校				中学校			
		学校数	児童数	教員数	備考	学校数	生徒数	教員数	備考
大分市	石垣市	1	342	25		1	542	37	左記の生徒数等の一部については、他の受入市町村との重複あり
由布市									
九重町									
別府市		1	272	25					
日田市									

《県立高等学校》

- ▶高等学校及び特別支援学校は、「初期的な計画」における受入先市町に対応する避難元地域に所在する学校について記載。
- ▶当該学校のうちの一定数について受け入れる可能性があるが、現時点では、当該学校の児童生徒数・教員数について、受入先市町毎の詳細情報（内数）が確認できないため、暫定的に学校全体の総数を記載（他の受入先市町と生徒数・教員数が重複するため、全ての児童生徒・教員が受入対象ではないことに留意）。

初期的な計画 における 受入先市町村	避難元 市町村	高等学校				特別支援学校			
		学校数	生徒数	教員数	備考	学校数	児童生徒数	教員数	備考
大分市	石垣市	4 (定時制課程の1校を含む。)	1,459	154	左記の生徒数等のうちの一定数について受入可能性あり	1	63 (幼1/小15 中16/高31)	53	左記の児童生徒数等のうちの一定数について受入可能性あり
由布市									
九重町									
別府市									
日田市									

【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○検証・分析における参考データ② : 県内受入れ先市町村に所在する学校数

▶「初期的な計画」における受入れ先市町村に所在する小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の数は以下の通り。

▶実際の受入れにおいては、各学校の実状や避難元地域の意向、児童生徒の居住地・通学区域（学校区）等、様々な条件を踏まえた上での調整が必要となるため、全ての学校が受入対象ではないことに留意する必要がある

(令和7年5月1日現在)

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
大分市	国立	1校	1校	0校	1校
	公立	55校	29校	14校	6校
	私立	0校	3校	6校	0校
	合計	56校	33校	20校	7校
由布市	国立	0校	0校	0校	0校
	公立	10校	3校	1校	1校
	私立	0校	0校	0校	0校
	合計	10校	3校	1校	1校
九重町	国立	0校	0校	0校	0校
	公立	6校	1校	0校	0校
	私立	0校	0校	0校	0校
	合計	6校	1校	0校	0校
別府市	国立	0校	0校	0校	0校
	公立	14校	7校	2校	4校
	私立	1校	1校	2校	0校
	合計	15校	8校	4校	4校
日田市	国立	0校	0校	0校	0校
	公立	18校	12校	3校	1校
	私立	0校	0校	2校	0校
	合計	18校	12校	5校	1校
合計		105校	57校	30校	13校

就労支援

令和8年3月
大分県

就労支援に関する作業部会検討方針

就労支援の検討方針

就労支援の 検討に係る 基本的な 考え方

- 国民保護基本指針等に定めるとおり、職業紹介等の雇用対策の中心は厚生労働省であり、都道府県は厚生労働省の施策、措置に協力し、被災地域等の実情に応じた雇用確保等を実施する役割であることから、令和7年度における大分県における避難住民の方々の就労支援の検討は、避難先地域の自治体と大分労働局とが協力して行う。
- 令和7年度の大分県における就労支援の検討については、「避難住民や避難先地域の実情に応じた雇用確保」に主眼を置き、沖縄県石垣市で就業している方々の職業等を考慮するとともに、大分県の避難先地域の自治体の労働市場、就労支援等の状況を踏まえた上で、避難先地域の自治体と大分労働局における平素からの連携、協力といった仕組みを活用した体制等を整理するほか、就労をはじめ多岐にわたる労働関連の相談窓口の設置や雇用吸収ができないと予想される分野、避難により生じる雇用機会に対して、避難先地域の自治体と大分労働局との間で準備できることについて検討していく。

前提事項

- 避難元の石垣市から避難先の大分県に約10,500人の同市一部住民が避難する。
- 大分県では、通常の世界経済活動が行われているものとする。
- 職業紹介をはじめ就労支援は、国が主体となる業務が多く、大分労働局と大分県との役割を明確にした上での検討を行う。
- 石垣市の就業者数と大分県内のハローワーク等関連施設の情報等から、実態把握と課題の抽出等を行うほか、本想定時における総合的な労働相談窓口の設置可否検討の材料とする。
- 個別のマッチングによるコミュニティ配慮、中長期の収容住宅の提供、就学再開との整合性までは検討しないが、避難住民が避難先の県内において就労できるよう支援する。
- 障害者、高齢者、母子・父子家庭の就労支援に配慮する。
- 避難住民が長期避難となっても、受け入れ地からの移動がないものとする。
- 費用負担は、これまでの自然災害に関する対応も参考に、政府において引き続き検討する。

就労支援のフロー案

避難開始

要避難地域の決定
受入れ自治体の決定

避難元住民が
避難先に避難

総合的な労働相
談窓口の設置

支援継続

- | ①避難開始 | ②実態把握 | ③総合的な労働相談窓口<検討> | ④避難住民への各種支援措置の検討 | ⑤総合的な労働相談窓口<準備> | ⑥総合的な労働相談窓口<設置> | ⑦必要に応じ機能の追加 | ⑧総合的な労働相談窓口<縮小移転> | ⑨通常業務を通じた支援継続 |
|-------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------------|---------------|
|-------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------------|---------------|

国
都道府県労働局

<p>① 平時に構築した体制を基に、支援準備を開始し、県等に連絡</p>	<p>② 受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握</p> <p>避難住民の就業者数の把握・分析</p>	<p>③ ②を基に設置可否、設置数、付する機能、設置時期の目安等を検討</p> <p>必要人員、資機材等に係る調整</p>	<p>④ 各種就労支援策を検討</p> <p>医療・福祉分野におけるマッチング支援</p>	<p>⑤ ④を反映して③を具体化</p>	<p>⑥ 人員、資機材等を確保して設置</p> <p>広報・周知</p>	<p>⑦ 避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断</p> <p>避難住民の状況や要望を踏まえた支援</p>	<p>⑧ 相談者数等の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小</p>	<p>⑨ 通常の施設、人員での支援を継続</p>
--------------------------------------	---	---	---	----------------------	--------------------------------------	--	------------------------------------	--------------------------

県

<p>① 平時に構築した体制を基に、支援準備の開始</p>	<p>② 受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握</p> <p>避難住民の就業者数の把握・分析</p>	<p>③ ②を基にした国の検討を受けて必要に応じ候補を選定</p> <p>県として付する機能に係る関係部局等と調整</p>	<p>④ 各種就労支援策を検討</p> <p>取組事業（担い手支援施策等）の活用検討</p>	<p>⑤ 国の設置準備に協力</p>	<p>⑥ 県の取組に必要な人員、資機材等の確保</p> <p>広報・周知</p>	<p>⑦ 避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断</p> <p>避難住民の商況や要望を踏まえた支援</p>	<p>⑧ 相談者数等の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小</p>	<p>⑨ 通常の施設、人員での支援を継続</p>
-------------------------------	---	---	--	--------------------	--	--	------------------------------------	--------------------------

実態把握を踏まえた就労支援等

平時の準備
(体制づくり)

雇用対策協定を中心に置いた国民保護事案時の就労支援の体制や手順等を確認（通常業務や雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を活用）

実態把握による課題の抽出案

受け入れ市町・人数とハローワーク等関連施設の分布状況の把握

避難元自治体		受け入れ市町と受け入れ人数	
沖縄県石垣市 (新川小学校区)	新栄町	大分市	2,361人
	浜崎町		1,087人
	新川	由布市	1,950人
	美崎町	九重町	402人
沖縄県石垣市 (真喜良小学校区)	新川	別府市	4,536人
	石垣	日田市	208人
合計		4市1町	10,544人

突合

ハローワーク等関連施設
ハローワーク大分 (大分労働局を含む)
なし (ハローワーク大分が管轄)
なし (ハローワーク日田が管轄)
ハローワーク別府
ハローワーク日田
受け入れ市町以外の県内施設 4箇所

総合的な労働相談窓口の設置検討資料として活用

統計資料の突合による実態把握と課題の抽出

避難元自治体の職業別就業者数 ※石垣市の就業者総数(26,359人)のうち大分県の受入就業者見込数(5,727人)を職業別に案分し算出	
管理的職業従事者	137人
専門的・技術的職業従事者	892人
事務従事者	986人
販売従事者	523人
サービス職業従事者	1,075人
保安職業従事者	222人
農林漁業従事者	461人
生産工程従事者	436人
輸送・機械運転従事者	237人
建設・採掘従事者	306人
運搬・清掃・包装等従事者	451人
合計	5,727人

突合

受け入れ県の月間有効求人件数 ※令和7年9月現在
95人
5,241人
2,342人
1,710人
5,205人
737人
276人
2,349人
1,254人
1,518人
2,129人
22,856人

- ### 課題の抽出
- ・「管理的職業従事者」及び「農林漁業従事者」の求人不足
 - ・求人不足分野の職種等に係る求人開拓
 - ・求人不足職種従事者に対する他職種等へのマッチング
 - ・職業訓練の受講勧奨
 - ・各種就職面接会等への参加勧奨
 - ・雇用保険受給資格の確認及び早期支給等

モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

- ・「初期的な計画」で検討した受入れ市町の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、大分市を選定する。
- ・受入れ地域における就労支援に関する担当部署・役割は以下のとおり。

モデル検討の対象となる受入れ地域 大分市（※避難元の市町村：石垣市）

担当部署		役割
国 (大分労働局)	総務部 総務課	県内の就労支援体制構築に向けた総合調整、県内の支援体制における窓口担当、人員等の調整
	職業安定部 職業安定課	大分県雇用労働室との連絡調整、関係部署との連絡調整、情報収集・分析、就労支援の周知
	総務部労働保険徴収室、雇用環境・均等室、職業安定部、労働基準部	必要に応じ専門分野での就労支援体制構築。各部署の担当する業務。
	大分公共職業安定所	大分市における就労支援の実働の中核、情報収集・分析、就労支援の周知、雇用保険手続等
	大分労働基準監督署	各種労働条件、労災補償給付の相談等
大分県	商工観光労働部 雇用労働室	大分労働局との連絡調整、就労支援関係部署との連絡調整、各種労働相談、就労支援の周知
	商工観光労働部 産業人材政策課	おおいたジョブステーションにおける就労支援の実施、労働局と連携した就労支援、就労支援の周知
大分市	商工労働観光部 商工労政課	大分市における就労相談の受付、各種専門機関の紹介、就労支援の周知、就労支援関係部署との連絡調整

モデル市町の選定（関係者の整理）

体制づくりに係る検討内容案

平時の協力体制の活用

- ・ 非常時にのみ設置し連携して該当都道府県全域にわたる就労支援を展開する性質上、平時からの連携強化や非常時に取り得る活動等の確認は必須である。
- ・ 大分労働局と大分県とは雇用対策協定を締結しており、非常時における就労支援に関しても一層役割分担を明確しておくことが肝要である。
- ・ 雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を有効活用しての連携強化と非常時に取り得る活動等の確認を図っていく。
- ・ 受入先予定の大分市・別府市・由布市・日田市・九重町についても、既存会議等の機会を有効活用しての連携強化と非常時に取り得る活動等の確認を図っていく。
- ・ また、非常時における運営協議会をはじめとした関係者への連絡方法等は対面、メール、オンライン等を用いて確立する。
- ・ 国（大分労働局）及び大分県等は、それぞれ関係部局等に対して本取組の周知を図る。

体制の性質

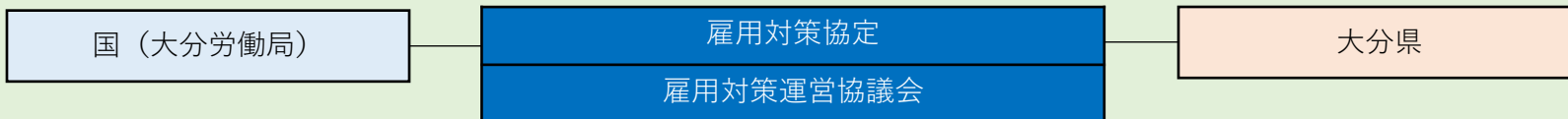
- ・ 国（大分労働局）が主体となり県等と連携を図って就労支援を行う。
- ・ 県は国（大分労働局）が行う就労支援に協力するほか、県独自の就労支援にも並行して取り組む。

立ち上がりの時期

- ・ 避難元都道府県に対し、九州・山口各県を避難先地域と指定した「避難措置の指示」の発令を契機とする。

体制づくりに係る検討内容案

- ・都道府県労働局と47都道府県との間で個別に締結している「雇用対策協定」とその中で運用している運営協議会を中心にメンバー等を検討する。



メンバー等

総務部	職業安定部職業安定課	大分県商工観光労働部 産業人材政策課	大分県商工観光労働企画課
労働基準部	職業安定部職業対策課	大分県商工観光労働部 雇用労働室	大分市商工労働観光部
大分公共職業安定所	職業安定部訓練課	大分県福祉保健部 担当課	
大分労働基準監督署	雇用環境・均等室	大分県生活環境部 担当課	

- ・平時に、通常業務や運営協議会の機会を通じ、国民保護事案発生時の就労支援の体制や手順の確認を行う。

本体制が就労支援で果たそうとする役割

実態把握① 就労支援に係る事前準備のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・救援の指示発令直後に受入れ数、受入れ市町を把握するほか、避難先住民のうちの就業者数の概数等を統計資料等から分析して国、県や市等で共有し、課題を抽出する。 ・実態把握は断絶させることなく、避難住民の需要を把握してその解決を図る。
総合的な労働相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の必要性の判断 ・設置場所、設置数、付する機能、縮小・移転等の時期の判断 ・総合的な労働相談窓口に適した施設の選定
人員等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の派遣調整（国・県）、全国からの応援職員の派遣申請等（国） ・就労支援活動に必要な資機材の検討及び調整
実態把握② 避難住民の状況や要望を踏まえた就労支援のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・統計資料等の傾向から事前に準備しておく就労支援の検討 ・総合的な労働相談窓口における実態把握を基にした就労支援の検討

- 避難者からの労働に関する相談について、ニーズに応じて的確に対応するため、**①総合的な労働相談窓口、②特別労働相談窓口**の設置を検討する。

①総合的な労働相談窓口：

(想定される対象者)

労働に関する問題を抱えているが、どこに相談したらいいのかわからない方

(有する機能)

相談者の抱えている問題を丁寧に聞き取り、問題を切り分けて問題ごとに適切な相談窓口を整理し教示すること

②特別労働相談窓口：

(想定される相談者)

自身の抱えている労働に関する問題について、どこに相談すればいいのかわかっている方

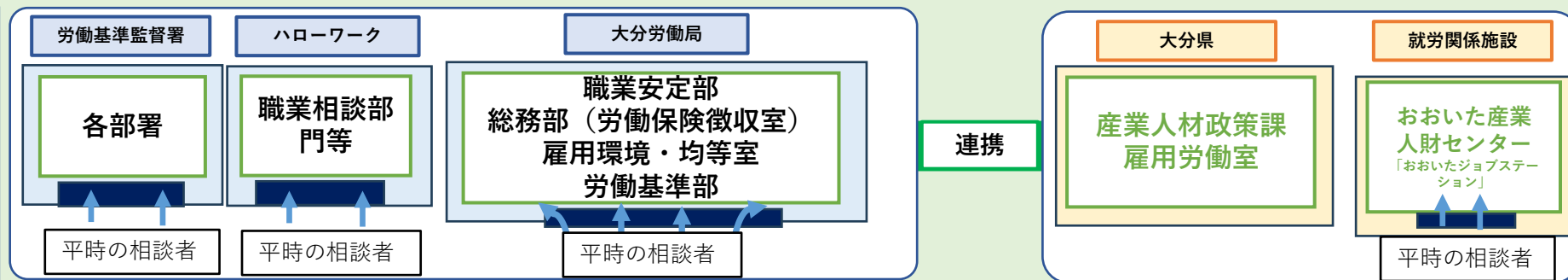
※ 総合的な労働相談窓口を経由して案内される方もいれば、総合的な労働相談窓口を経由せず直接利用する方もいる想定

(有する機能)

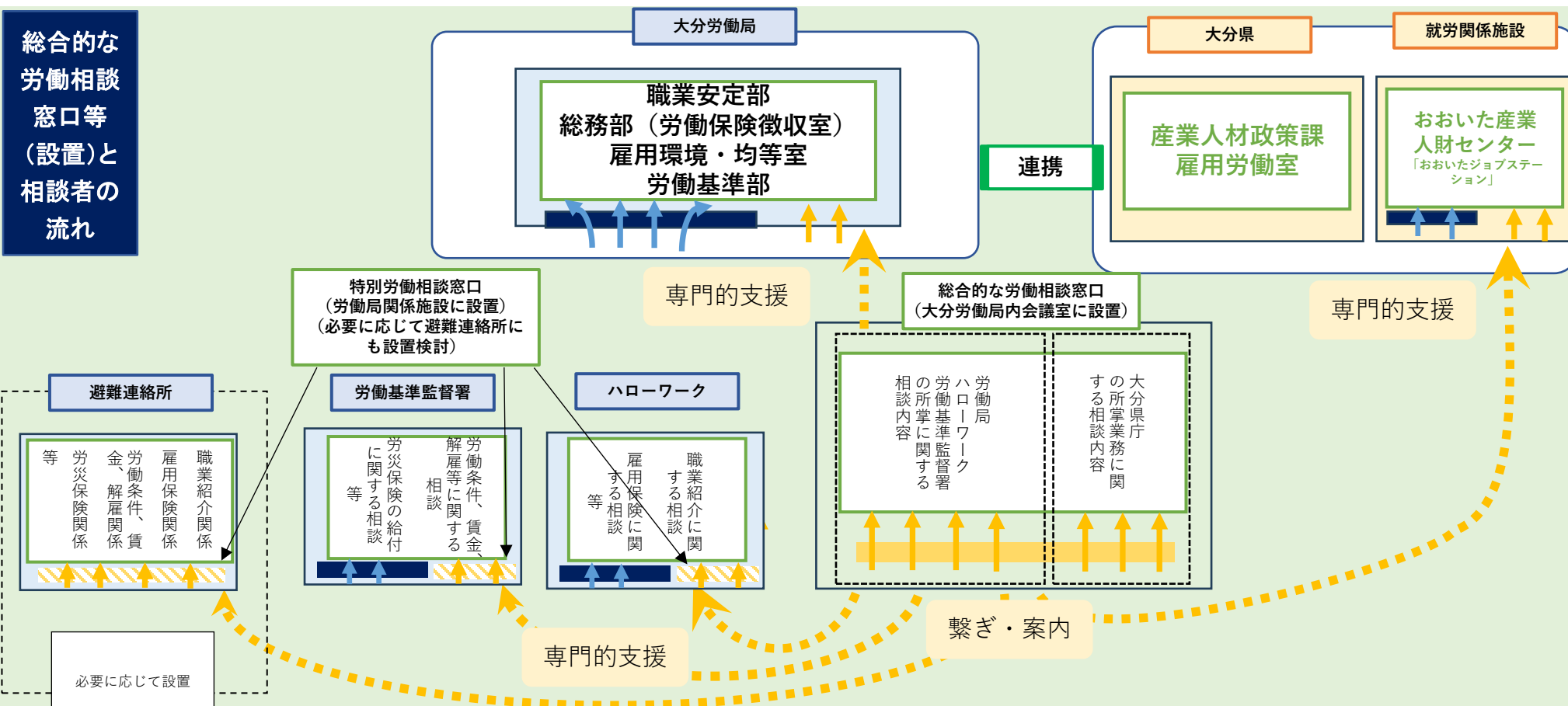
相談者の抱えている問題を解決するため、専門的な支援を実施すること

総合的な労働相談窓口等のイメージ

平時の連携と相談者の流れ



総合的な労働相談窓口等（設置）と相談者の流れ



総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第1 労働局やハローワーク等の施設での対応が可能か、相談窓口の設置が必要かの判断

労働局等の既存関連施設での運営可能性

大分労働局（大分県大分市春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階～6階） 担当区域：大分県全域					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
大分県全域で石垣市から約10,544人を受入れ	5階会議室 相談用として2席を確保可能（仕切り可）	2人	経験則から1人当たり20分と想定して、最大47人	JR大分駅から徒歩15分	必要
総合的な労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の多岐にわたる労働関連の相談に対しては、専門的支援を実施する機関に適切に繋ぐことが重要である。 ・このため、大分労働局に専門的支援実施機関に繋ぐ「総合的な労働相談窓口」を設置する。 ・当該相談対応は、電話連絡が主になることが想定されるが、対面相談も可能な体制を構築する。 ・人員は、大分労働局職員及び管内ハローワーク、労働基準監督署（避難住民受入地域管轄を除く）の職員が交代制で運営することを想定しているが、通常業務遂行のためには、人員が不足することが予想されるため、他局の応援が必要である。 				

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

労働局等の既存関連施設での運営可能性

ハローワーク大分（本所：大分県大分市都町4-1-20 オアシス庁舎：大分市高砂町2-50 OASISひろば21 B1F） 担当区域：大分市、由布市					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
大分市で石垣市から約3,400人を受入れ	ハローワーク大分オアシス庁舎において、4席確保可能	4人	経験則から1人当たり30分と想定して、最大60人	JR大分駅から徒歩10分	必要
特別労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する各種相談・手続等は、所内システムを使用することから、基本的にはハローワーク庁舎内で実施することが望ましいため、初動対応ではハローワーク大分の庁舎で支援を実施する。 ・ただし、大分市に避難する住民の多数が一定時期に集中して来所し、ハローワーク大分庁舎内での収容人員に限界があると判断した場合、県及び市と調整し、避難連絡所に特別労働相談窓口を設置する。 ・なお、ハローワーク大分が管轄している由布市に避難している住民が、ハローワーク大分を利用する場合は鉄道を利用して来所する必要があるため、由布市においては、対面相談ニーズと避難先居住地とハローワーク大分への来所負担を勘案し、当初より避難連絡所への特別労働相談窓口の設置の検討が必要となる。 				

大分労働基準監督署（大分市新川町2-1-36大分合同庁舎2F） 担当区域：大分市、別府市、杵築市、由布市、国東市、速見郡日出町、東国東郡姫島村					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
大分市で石垣市から約3,400人を受入れ	大分労働基準監督署が入居する大分合同庁舎2階会議室に2ブース設置(仕切なし)	2人	経験則から1人当たり30分と想定して、最大30人(7.5H÷0.5H×2ブース)	JR大分駅から徒歩15分又は大分交通バス新川方面行きバス停「一本松」下車徒歩1分	必要
特別労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク大分同様、初動対応は大分労働基準監督署で特別労働相談窓口を設置し、支援を行うが、相談者増により、大分労働基準監督署庁舎内の対応に限界を生じた場合、避難連絡所へ特別労働相談窓口を設置する。 				

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第2 総合的な労働相談窓口等に適した施設の検討

施設の条件

特別労働相談窓口の候補施設	ホルトホール大分（大分県大分市金池南1丁目5番1号）
収容数	机、椅子等を配置した上で、約100人以上を収容可能
備品（机・椅子等）	施設の机、椅子を使用
通信設備	あり
空調（冷暖房） など	あり
交通利便性	大分市役所から約1キロに位置し、JR大分駅から徒歩2分、大分バス大分駅停留所から徒歩2分であり、避難住民の収容施設（ホテル等）からのアクセスも問題ない。 また、各収容施設と大分駅間に循環バスを運行させる計画としており、公共交通機関と併せて相談に来ることも容易である。
避難先連絡所への併設	大分県で想定している避難先連絡所であり、大分市社会福祉協議会等福祉機関も施設内にあるため、併設が適当である。
複数設置の必要性	大分市での受入れ数は3,448人であるものの、上記施設のキャパシティを考慮すると、労働局、大分市のハローワークをはじめとした応援派遣職員を集中させることで対応は可能であり、当該施設の外施設における複数設置の必要性は生じない。

参考：大分県におけるホルトホール大分以外の総合的な労働相談窓口の候補施設

由布市	湯布院スポーツセンター（由布市湯布院町川西1200-1）
別府市	別府国際コンベンションセンター（別府市山の手町12）
九重町	九重文化センター（玖珠郡九重町大字後野上17-4）

※日田市については、ハローワーク日田の相談窓口で対応可能であるため、候補施設の検討はしていない

人員の確保

【総合的な労働相談窓口】

- ・ 平時の社会経済活動が行われていることを前提に、避難受け入れ後可及的速やかに設置できるよう、県及び労働局内調整の下、総務部が主体となり、大分労働局施設内に総合的な労働相談窓口を設置する。
- ・ 相談内容は後述の「総合的な労働相談窓口に付する機能」のとおりであり、電話対応が主と想定されるが、支援を要する期間と避難受け入れ数も含めて勘案して、対面相談対応も想定する必要がある、実際の避難住民の相談件数の状況を踏まえながら、対応人員の算出が必要。
- ・ 総合的な労働相談窓口の運営は労働局職員及び避難受入地域以外のハローワーク・労働基準監督署職員の交代制による運営を想定しているが、相談件数によっては不足人員が生じるため、他局からの応援が必要。
- ・ このため、避難措置後可及的速やかに不足人員等を把握し、総務部から厚生労働本省に全国からの応援職員の派遣を依頼することとし、派遣が決まった後には、労働局間で必要な調整等を行い、滞在中の宿泊先の確保や対応する業務の調整等を実施して円滑な受け入れを図る。

【特別労働相談窓口】

- ・ 平時の社会経済活動が行われていることを前提に、避難受け入れ後可及的速やかに設置できるよう、総務部主体で労働局内調整の下、避難住民受け入れ先を管轄する労働基準監督署及びハローワーク（以下「管轄署所」という。）に特別労働相談窓口を設置する。
- ・ また、管轄署所未設置地域において避難住民の対面相談ニーズと避難先居住地から管轄署所への移動負担を勘案し、管轄署所未設置地域に特別労働相談窓口を設置する必要がある場合や管轄署所設置地域において避難住民の対面相談数の増加による施設混雑状況により、管轄署所以外の施設に特別相談窓口設置の必要性が生じた場合は、県、市町並びに労働局間で調整し、各避難連絡所に特別労働相談窓口を設置する。
- ・ 通常業務の継続を前提とした特別労働相談窓口の運営については、管轄署所の職員その他、労働局職員及び避難受入地域外のハローワーク・労働基準監督署の職員による応援体制を構築するが、避難住民の相談件数の状況によっては、他局からの応援となる。
- ・ このため、特別労働相談窓口の運用開始後の状況の変化に応じた不足人員等を把握し、総務部から厚生労働本省に全国からの応援職員の派遣を依頼することとし、派遣が決まった後には、労働局間で必要な調整等を行い、滞在中の宿泊先の確保や対応する業務の調整等を実施して円滑な受け入れを図る。

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第3 総合的な労働相談窓口に付する機能に付する機能、人員の調整、資機材の調整

総合的な労働相談窓口に付する機能

国（都道府県労働局）	
想定される相談事項	繋げる支援機関
<ul style="list-style-type: none"> 労働保険料に関する相談 その他相談先がわからない労働関係の相談 	労働局内各担当
<ul style="list-style-type: none"> 就職に関する相談 雇用保険（失業給付）に関する相談 事業所の助成金（休業）に関する相談 等 	ハローワーク
<ul style="list-style-type: none"> 労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等）に関する相談 賃金等労働条件に関する相談 労災補償給付等に関する相談 退職、解雇、労働条件引下げに関する相談 等 	労働基準監督署

県	
想定される相談事項	繋げる支援機関
<ul style="list-style-type: none"> 県就労支援施設（おおいたジョブステーション）の活用 担い手支援施策等の活用 合同就職面接会の実施 	県関係部局
<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労支援 関係部局との連携 	県関係部局

連携

国（都道府県労働局）の支援機関と県の支援機関の情報（支援内容、所在地、連絡先等）をお互いで共有することにより、総合的な労働相談窓口における避難住民の相談を適切な支援に繋ぐ機能を整備する。

人員・資機材の調整

人員の調整	(国)	労働局職員及び避難受入地域以外のハローワーク・労働基準監督署職員の交代体制により、運営するが、不足人員が生じた場合は他局からの応援が必要。
	(県)	—
資機材の調整	(国)	<ul style="list-style-type: none"> 専用ダイヤルの設置等総合的な労働相談窓口等で使用する資機材の検討 会場付属の設備以外の業務に関連する資機材を持ち込む。
	(県)	—

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第3 特別労働相談窓口に付する機能、県職員等の応援派遣調整、資機材の調整

付する機能

国（都道府県労働局）			県
ハローワーク	避難連絡所（設置された場合）	職業紹介等 ・ 避難住民の就業ニーズに応じた職業相談・職業紹介 ・ 求人情報の提供 ・ 雇用保険（失業給付）に関する相談 ・ 合同就職面接会、セミナー、集団説明会の実施	職業紹介 ・ おおいたジョブステーションによる就労支援 ・ 担い手支援施策等の情報を共有（各支援窓口への誘導） ・ 合同就職面接会等の周知、案内
		障害者、高齢者等就労支援 ・ 障害者就労支援 ・ 高齢者就労支援	障害者、高齢者等就労支援 ・ 障害者就労支援 ・ 関係部局との連携
		職業訓練 ・ 職業訓練情報の提供	—
		福祉関係の相談機関への繋ぎ	（福祉関係の相談対応）
監督署		労働条件、賃金、解雇関係	—
		労災保険関係	—

人員・資機材の調整

人員の調整	（国）	管轄署所の職員その他、労働局職員及び避難受入地域以外のハローワーク・労働基準監督署職員による応援体制を構築をするが、不足人員が生じた場合は他局からの応援が必要。
	（県）	・ 県の関係部局や受入れ市町の関係部局から、総合的な労働相談窓口やハローワーク等に応援職員を派遣して、国と連携して県や市が担当する就労支援業務を担わせる ・ 受入れ市町以外の自治体からの応援職員の派遣を検討
資機材の調整	（国）	（避難連絡所に設置する場合） ・ 専用ダイヤルの設置の他、特別労働相談窓口等で使用する資機材の検討 ・ 会場付属の設備以外の業務に関連する資機材を持ち込む。
	（県）	（避難連絡所に設置する場合） ・ 相談窓口等で使用する資機材の検討 ・ 会場付属の設備以外の業務に関連する資機材を持ち込む

第4 設置時期等

設置時期等

設置時期

【総合的な労働相談窓口】

- ・避難措置の指示の発令に伴い、設置の可否判断を含めた設置準備を開始する。
- ・過去の自然災害時の対応を参考に、設置時期を検討し、早期の設置を目指す。
- ・人員の確保が出来た段階で、可及的速やかに設置することとする。
- ・大分県受入モデル計画に基づき、「受入施設」設置段階から簡易相談を行うことを念頭に設置時期を検討する。

【特別労働相談窓口（管轄署所）】

- ・避難措置の指示の発令に伴い、設置の可否判断を含めた設置準備を開始する。
- ・過去の自然災害時の対応を参考に、設置時期を検討し、早期の設置を目指す。
- ・人員の確保が出来た段階で、可及的速やかに設置することとする。

【特別労働相談窓口（避難連絡所）】

①管轄署所未設置地域

- ・避難措置の指示の発令に伴い、対面相談ニーズと避難先居住地から管轄署所への移動負担を勘案し、管轄署所未設置地域に特別労働相談窓口設置の必要性が生じた場合、県及び市町と調整した上で、人員や機材の確保が出来た段階で、可及的速やかに設置することとする。

②管轄署所設置地域

- ・管轄署所における特別労働相談窓口の利用者増による施設の混雑状況等により、管轄署所以外の施設に特別労働相談窓口設置の必要性が生じた場合、県及び市町と調整した上で、人員や機材の確保が出来た段階で、可及的速やかに設置することとする。

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

設置時期等

縮小時期

【総合的な労働相談窓口】

- ・相談件数の推移等を見て、平時の体制での支援でも差し支えないと判断できる場合には窓口を閉鎖し、平時の支援体制に移行する。

【特別労働相談窓口（管轄署所）】

- ・相談件数の推移等を見て、平時の体制での支援でも差し支えないと判断できる場合には窓口を閉鎖し、平時の支援体制に移行する。

【特別労働相談窓口（避難連絡所）】

- ・相談件数の推移等を見て、平時の体制での支援でも差し支えないと判断できる場合には、県庁と調整し、窓口を閉鎖する。

第5 総合的な労働相談窓口の周知方法の検討

周知の方法

- ・大分労働局と大分県等が共同して、総合的な労働相談窓口の周知にあたり、設置前、設置中、縮小などの節目を捉えた効果的な広報を行う。
- ・周知・広報の方法
公式ホームページ、自治体広報紙、SNS、テレビ・ラジオ等のマスメディアの活用
避難住民の宿泊施設での広報（チラシの各戸配布、説明会の実施）
プレスリリース（情報ツール（新聞、インターネット等）の活用）
各種機関と協力的な事業者との連携強化による広報を実施。

実態把握を踏まえた就労支援等に係る検討内容案

<p>避難住民の 状況や要望 を踏まえた 就労支援等</p>	<p>統計資料の 傾向等から 事前に準備 しておく 就労支援の 検討</p>	<p>避難元地域の要配慮者への支援（つきそい、訪問などの支援）状況等を踏まえた医療・福祉分野のマッチング支援</p>	<p>【医療・福祉分野におけるマッチング支援】 要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を把握し、実態に応じて医療・福祉分野における就職支援を行うもの。 マッチング支援の一例）県と労働局が協働し、就職フェアなどのイベント開催等</p>
			<p>要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を把握し、実態に応じて医療・福祉分野における就職支援を行うもの。 マッチング支援の一例）労働局と県が協働した就職フェアなどのイベント開催等</p>
		<p>避難先地域における 取組事業の活用</p>	<p>【担い手確保施策（農業・林業・漁業）の活用可否】 大分県農林水産部各課において、担い手確保事業（農業、林業、漁業）の施策を実施している。 大分市は、石垣市から人の住民を受け入れる想定であり、石垣市の農業林業漁業従事者は約461人（推計）である。一方、受け入れ先である大分市の農業林業漁業に係る有効求人数は276人（令和7年9月現在）であり、単純比較で185人が不足することになる。 そのため、石垣市からの避難住民を受け入れた際に、担い手施策等の施策を実施中であった場合は、支援人員の拡大を視野に関係各部と調整を図るほか、大分労働局との連携を密に農林漁業就業者への支援を拡充する。</p>
			<p>【兼業・副業人材の確保施策の活用可否】 大分県においては、人手不足分野といわれる農業や林業分野で、短期就労に特化したマッチングアプリを活用した労働力確保体制の構築を図っており、求人者側の短期就労者の雇用ニーズを、避難住民の雇用機会の創出のため活用を検討する必要性がある。</p>
		<p>【移住施策の活用可否】 大分県企画振興部おおいた創生推進課において、移住施策を推進している。現状、東京都や大阪府、福岡県内居住者からの移住を想定しており、石垣市からの避難住民に対応しておらず、非常時における同施策の柔軟な活用について関係各部と調整中。</p>	

避難住民の
状況や要望
を踏まえた
就労支援等

総合的な労働相談窓口における
実態把握を基にした就労支援
に向けて情報収集・共有等
のあり方の検討

- ・雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用いた国（都道府県労働局）と県との初期的な情報共有のほか、総合的な労働相談窓口等で把握した避難住民の実態、需要等について、国（都道府県労働局）は確実に把握した上で、それを県等と共有し、有効な就労支援活動を展開する必要がある。
また、県が総合的な労働相談窓口等で把握した情報についても同様である。
- ・総合的な労働相談窓口等で入手した情報の集約・報告方法
 - ◇日報等日々の業務報告を厚生労働省の共有領域（組織外部者も活用できる領域）に格納することに共有
 - ◇国（労働局）は、集約結果を県庁にメール等で報告を行う。
 - ◇当日の取扱い情報の管理
 - ◇県の情報と国の情報の共有内容について、あらかじめ一定のルールを設けるとともに、必要に応じて拡大を検討する。
- ・情報の分析
 - ◇概ね7日間毎など指定し、定期的な情報の分析を行い傾向や需要を把握する。
 - ◇国（都道府県労働局）は、受入れ他都道府県の労働局と分析結果を共有し、広域的な実態把握を行う。
- ・分析結果の情報共有
 - ◇雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用い、大分労働局担当、大分県及び受入市町村の定期的な連絡会議の開催による状況確認、情報共有する。
- ・分析結果の活用
 - ◇国（都道府県労働局）と県は、分析結果に基づいた就労支援の強化や新規取組等の実施に向けた検討を行う機会を設定する。
 - ◇実態把握を就労支援の強化や新規取組等の実現に結び付ける。

検討により見えてきた課題と対応方針

	項目等	課題と方針 (※令和8年度の検討課題、検討方針)
課題と対応	大分労働局における課題検討	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策協定において、沖縄避難住民等緊急対応に関する事案についての項目がないため、雇用対策協定の改定が必要である。また、改定の際には雇用対策協定における運営協議会等において、受入市町村も参画できる枠組みを構築する必要がある。 →雇用対策協定については、大分県と引き続き改定等に向けた協議を図る必要がある。 ・総合的な労働相談窓口は、相談内容と適切な支援先への誘導を行う必要があるとともに、労働局内職員、受入地域以外のハローワーク職員、労働基準監督署職員の交代制を組むことから、相談マニュアル等の整備が必要。 ・避難連絡所に特別労働相談窓口を設置する際には、避難連絡所に設置できるスペース、相談ブース設置規模を確認するとともに、ハローワークで使用しているシステムが利用できないことを想定し、避難連絡所での相談手法や各種手続き手法を検討する必要がある。 ・避難住民の方の就労支援を検討するにあたり、特に農業・林業・漁業を中心とした求人開拓を行う必要があることから、関係機関との連携が必要となる。
	大分県における課題検討	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の方の就労支援を検討するにあたり、特に農業・林業・漁業の就業場所が大分市内中心部にほとんどないため、避難地域と就労場所までの移動手段の確保が課題として残る。 ・避難期間の長期化に備え、各自治体との連携を含んだ就労支援の検討を進めて行く必要がある。